町田市障がい者プラン２１-２６

第６次町田市障がい者計画

町田市障がい福祉事業計画（第６期計画）

２０２１年３月

町田市

○「障害」の「害」の表記について

町田市では、ノーマライゼーション社会の実現をめざし、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」などの表記について、「障害」ということばを「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他のことばで表現しています。

ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則などにもとづく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。

○「障がいがある人」と「障がい者」の表現について

この計画では、基本的に「障がいがある人」という表現を使っています。「障がい者」については、固有名詞として使われている場合のみとしています。

○音声コードについて

本計画書には、各頁に音声コード（Uni-Voice）がついています。音声コードは、紙に掲載された情報をデジタルに変え、スマートフォン（アプリのダウンロードが必要です。）や活字文書読上げ装置（テルミーなど）を利用することにより、情報を音声で聞くことができます。目の不自由な方への情報バリアフリーとして利用されています。なお、別途、点字版、ＤＡＩＳＹ版、テキスト版を作成しています。

表紙の絵：市内にあるクラフト工房LaManoに通う尾崎文彦さんが描いた作品です。尾崎さんの作品は、カレンダーやポストカード等のグッズになり、親しまれています。

町田市障がい者プラン２１－２６の策定にあたって

町田市は、これまで障がいがある人が必要な支援を受け、住み慣れた地域で安心して暮らせることをめざし、計画を策定してまいりました。具体的には障がい者施策の基本的な方向性を示した理念計画である障がい者計画と障害福祉サービス等の提供に関する実施計画である障がい福祉事業計画を５期間にわたり策定しとりくんでまいりました。

このたびの計画改定にあたっては、２つのことに特に留意して策定をすすめました。

１つ目は計画が市民の皆様にとってより身近でわかりやすいものとなるようにすることです。２つの計画を一体化することで、「理念・施策の方向性」と「具体的にとりくむこと」の整合性が強化され、当計画を手に取っていただければ当市の障がい者施策の全体像が分かるように整理されています。また、できるかぎり多くの市民の皆様に市の障がい者施策の内容を知ってもらうために、コラムを掲載したり、できる限りわかりやすい言葉にするなど工夫を凝らしました。このことは、当計画を推進する上でも市民の皆様との協働が欠かせないものであると考えてのことでもあります。

２つ目は障がいがある市民の皆様のニーズをしっかりと計画に反映することです。そのために大規模な実態調査（P７参照）を実施いたしました。さらに、パブリックコメントを実施することで多くの方から素案へのご意見をいただきました。また、計画検討の場に障がい当事者・家族の皆様に委員として参画いただきました。このように市民の皆様との協働で作りあげてまいりましたので、市民ニーズが反映された計画になっていると自負しております。

策定にあたりましては、町田市障がい者施策推進協議会に諮問いたしました。コロナウイルス感染症の感染拡大という歴史的にみても大変な状況の中、当市の障がい者施策の今後について多くの知見を拝借いたしました。

今後は、関係部署や関係機関等との連携を密にし、市民の皆様との協働を大事にして、当計画の着実な推進につとめてまいります。

最後になりますが、当計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださった市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

２０２１年３月　　町田市長　石阪　丈一

町田市障がい者プラン21－26の確実な実施を期待して

町田市障がい者施策推進協議会は、2020年１月に町田市長から「（仮称）町田市障がい者福祉計画21－26の策定に関すること」の諮問を受けました。

その後、障がい者計画部会（部会長：小野　浩）を中心に、調査結果や現計画の振り返りなどを踏まえ検討を行い原案を作成しました。そして、就労・生活支援部会（部会長：谷内　孝行）、相談支援部会（部会長：堤　愛子）で検討を重ね、さらに2020年11月10日から12月９日の間にパブリックコメントを実施し、多くの市民の方々から貴重なご意見をいただきました。こうした経過の中で協議会は審議を重ねて、2021年２月18日に「町田市障がい者プラン21－26」として町田市長に答申しました。

この「町田市障がい者プラン21－26」の特長は、これまで別々に策定してきた「町田市障がい者計画」（期間5年）と「町田市障がい福祉事業計画」（期間3年）を一体化した点にあります。障がい者への施策の基本理念や方向性を定める「障がい者計画」を期間6年とし、障がい者への各種サービスの実際の見込み量や達成目標を定める「障がい福祉事業計画」を前期と後期に分け、それぞれ期間を3年としました。このように一体的に策定することで、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目指しています。6年計画ではありますが、毎年、町田市障がい者施策推進協議会で、計画の進捗状況の確認などの進行管理を行い、サービスの見込み量や達成目標については、3年毎に策定することとしています。

また今回の計画の策定にあたっては、2019年度に、「障害福祉サービス等を利用している障がいがある人」「障害福祉サービスを利用していない障がいがある人」「福祉施設入所者」「精神科病院の長期入院者」を対象に、計画策定の基礎資料並びに施策を推進する際の参考とするため、暮らしの状況や生活の困り事などについての調査を実施しました。調査にご協力いただいた皆様、ありがとうございました。本計画においても、その実態調査の結果の一部を紹介しています。調査結果からは、生活の困り事がありながら、障害福祉サービスを利用できていない人がおられることなど、様々な課題が明らかになりました。今回の計画では、すべての課題に十分な対策を計画できたわけではありませんが、調査結果に基づき引き続き協議会で検討を重ねて参りたいと考えています。

最後に、「町田市障がい者プラン21－26」の策定に関わった委員の皆様、ご意見を寄せていただいた市民の皆様、そして協議会や各部会を支えてくださっている関係各位の皆様に感謝いたします。

町田市障がい者施策推進協議会会長　岩崎　晋也

目次

第１章　計画の基本的な考え方

１　基本理念（一番だいじな想い）　３

２　基本視点（大切にする考え方）　５

３　基本目標（とりくみの大きな柱）　６

４　計画の位置づけと期間　８

５　施策の体系（とりくみの全体像）　10

第２章　町田市がとりくむこと

用語の説明　14

分野別の課題と施策　15

１ 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと　15

２ 暮らすこと　20

３ 日中活動・働くこと　28

４ 相談すること38

５ 家庭を築くこと・家族を支えること　43

６ 保健・医療のこと　47

７ 情報アクセシビリティのこと　50

８ 生活環境と安全・安心のこと　55

９ 差別をなくすこと・権利を守ること　60

10 行政サービスのこと　65

11 理解・協働のこと　67

国の指針と町田市の考え方　72

第３章　計画の実現に向けて

１ 計画の推進のために　83

２ 計画の点検と評価　86

巻末資料

１ 障がいがある人の状況　89

２ サービス内容一覧　97

３ 障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧　102

４ 区市町村別サービスの提供状況　106

５ 計画策定の背景　110

６ 計画の検討経過　111

７ 計画の検討体制　113

コラム掲載ページ一覧

・障がい者青年学級利用者の声　19

・日中サービス支援型グループホームについて　25

・就労の支援機関　34

・地域活動支援センター　まちプラ　35

・育児支援のとりくみについて　45

・障がい者歯科診療所　49

・言語としての手話　52

・災害時の避難について　56

・犯罪や事故・トラブル被害の電話相談先　59

・障がい者差別の解消に向けたとりくみ　61

・障がい者差別の事例と望ましい配慮や対応・相談窓口　64

・災害時等障がい者支援バンダナ・ヘルプカード　71

・地域生活支援拠点等について　76

第１章　計画の基本的な考え方

１　基本理念（一番だいじな想い）

いのちの価値に優劣はない

町田市では、障がいがある人の施策について1998年からずっと「いのちの価値に優劣はない」と考え、市民一人ひとりのいのちの尊さを、等しく輝かせることができるようとりくみをすすめてきました。

町田市の考える「いのち」には、３つの意味がこめられています。

１つ目は、「生命」の意味の「いのち」です

障がいがある人もない人もみな、さずかった命を大切にしてまた、だいじにされて生きる権利をもっています。

２つ目は、「生活」の意味の「いのち」です

生まれた命は、遊び、学び、働き、仲間とすごし、いろいろな活動に参加します。地域で暮らしていくその毎日は、生活となり、社会とのかかわりとなります。生活の主人公は、皆さん一人ひとりです。だれもが自分の意志で必要な支援を受けながら、日々の生活を選ぶ権利をもっています。

３つ目は、「人生」の意味の「いのち」です

毎日の生活は、成長とともに学校に通ったり、仕事や活動をしたり時には病気になったり、家庭をつくったり、子どもを育てたり、誰かを支えたり支えられたりすることで、かけがえのない人生となります。人生のどのような段階にいるとしても、障がいを理由に制限されることなく自分の意思で、自分の人生を決める権利をもっています。

これらの「いのち」の尊さは、障がいがある人もない人もみな同じです。町田市では、市民のだれもがもつこれらの権利を一番だいじにしてこの計画をつくります。

共生社会の実現に向けて

「いのちの価値に優劣はない」という考えは、わたしたちの社会の中に置き換えると、次のような3つの社会につながっています。これらが実現された「共生社会」※１ を目指していく必要があります。

「生命」の意味の「いのち」

（１）差別のない社会

すべての人が障がいについての理解を深め、

○障がいを理由とした差別を受けることなく、一人ひとりにあった合理的配慮※２ が提供される社会。

○障がいの有無によって分けへだてられることのない社会。

○人格と個性が尊重される社会。

「生活」の意味の「いのち」

（２）障壁のない社会

障がいがある人の生活を制限しているものや慣例などの障壁・困難が取りのぞかれ、

○あらゆる活動に参加でき、安心して、豊かな生活がおくれる社会。

○制度・施設・設備・サービス・情報などを利用しやすい社会。

「人生」の意味の「いのち」

（３）ともに生きられる社会

障がいがある人が人生のさまざまな場面で適切な支援を受けながら、

○誰と、どこでどのように暮らすかを、自ら選ぶことができる社会。

○だれもがともに育ち、学び、暮らすことができる社会。

※１ 共生社会　障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重しあい、理解しながら生きていく社会のことです。

※２ 合理的配慮　障がいがある人がない人と同等に暮らしたり、学んだり、働いたりといった いろいろな活動をする上で、必要な変更をしたり調整したりすることです。

障害者権利条約を批准し、施行された障害者差別解消法では、障がいがある人から社会との間にある障壁を取り除いてほしいという意思の表明があった場合に、合理的配慮をおこなわないことも差別になるとされ、行政機関にはおこなうことが義務づけられました。東京都でも2018年10月には、差別解消条例が施行され、民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務づけられています。

なお、この計画では、合理的配慮を、「障がいへの配慮」「適切な配慮や支援」などと表現している場合もあります。

２　基本視点（大切にする考え方）

町田市は、この計画をつくるにあたって、３つの視点を意識して検討をすすめました。この3つの視点は、計画をつくるときだけでなく、さまざまな施策を実施する際にも大切にしていきます。

視点（１）「障がいがある人」のとらえ方をひろげる

「障がいがある人」とは、障害者手帳所持者だけではありません。身体、知的、精神の障がいだけでなく、身体や精神のさまざまな機能の障がいや難病などの人も含みます。障がいや疾病によって生じる障壁や、まわりの人や社会環境との間における障壁によって生活のしづらさをかかえている人ととらえます。

この計画では、「障がいがある人」を支援を受ける対象としてみるだけでなく、自らの意思によって社会に参画する主人公としてとらえます。

視点（２）自分で決めることを大切にする

障がいがある人が、障がいがない人と同じ基本的人権をもつ、かけがえのない個人として尊重され、必要な支援を受けながら、だれもが自分のことは自分で決めることができる、また、自分に関わることを自分抜きで決められることのない社会の実現が大切です。

この計画をつくる際も、障がいがある人やその家族が、主体的に関わることができるよう配慮するとともに、その意見を尊重しました。

視点（３）さまざまな障がいや個別の状況に配慮する

障がいがある人といっても状況はさまざまです。

とくに障がいがある女性については、障がいに加えて女性であることによって、さらに困難な状況におかれている場合があります。また、障がいがある子どもには、成人の障がいがある人とは違う支援の必要性があります。

そこで施策の検討・実施にあたっては、性別、年齢、国籍、生活の実態などのほか肢体、聴覚、視覚、知的、精神などの障がい並びに発達障がい、難病、高次脳機能障がいに加えて、それらの障がいをあわせもついわゆる重複障がいなど個別の状況にも十分留意します。

３　基本目標（とりくみの大きな柱）

町田市は、一番だいじな３つの「いのち」の考えと3つの社会の実現に向け、実態調査（※P７参照）等の結果を踏まえて、この計画期間の大きな目標を次のように定めます。

第2章では分野別に、この目標を達成するために重点的にとりくむものを重点施策としてかかげています。

目標１ 地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」などの問題があるなかで、障がいがある人が希望に応じ住み慣れた地域で暮らしつづけられるようにする必要があります。

障がいがある人が心と体を健やかに保ち、安心して地域で暮らしつづけるため、福祉はもとより、保健・医療、情報保障、防災、学び・文化芸術・スポーツなどあらゆる分野で障がいがある人に配慮したとりくみや支援体制の整備をすすめることが重要です。

市内の障がい者数は、年平均2.3％増加しています。知的障がい者を例に直近の推計で年代の分布を見ると、後期に入る2024年には50代の増加が顕著となっています。また、この傾向は他の障がい種別でも同様です。

親の世代が80代になることを鑑みると、今後、本人の高齢化に伴う障がいの重度化や、親なき後の生活を支える地域の基盤づくりが求められます。

※手帳所持者数はP89-93参照

実態調査では、将来望む生活として「住み慣れた町田市で暮らし続けたい」という声が最も多く寄せられていました。

目標２ 障がい理解を促進し、差別をなくす

障がいを理由に異なる扱いを受けたり、合理的配慮が受けられないといった障がい者差別を感じている人が多くいます。

障がいがある人が、分けへだてなく地域社会で暮らせるようにするために、障がい者差別をなくしていく必要があります。すべての市民や事業者等が、障がいや障がいがある人について理解を深めるとともに、障がい者差別を解消する法律等に基づいて、障がいがある人の権利を擁護していくことが重要です。

実態調査では、障がいがあることを理由に差別を受けた経験があると答えた方が44.7％にのぼっています。一方、市民意識調査※では、日常生活で差別感を感じている方は8.2％にとどまっており、障がいの有・無の違いで、経験や認識に大きな差があることがうきぼりになっています。

※2018年度町田市市民意識調査（障がいがない人も対象にした調査）

障害者差別解消法や東京都の障害者差別解消条例のことを知らないと答えた人は55.6％にのぼり、法令の認知はすすんでいない現状がうきぼりになっています。

町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査（実態調査）

市では2019年度に、「障害福祉サービス等利用している障がいがある人」「障害福祉サービスを利用していない障がいがある人」「福祉施設入所者」「精神科病院の長期入院者」を対象に、計画策定の基礎資料並びに施策を推進する際の参考とするため、暮らしの状況や生活の困り事などについての調査を実施しました。

※これ以降、この計画で「実態調査」と言う場合はこの調査のことをさします。

実態調査は、「町田市ホームページ＞トップページ＞医療・福祉＞障がい者のための福祉＞障がい福祉課からのお知らせ＞町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査について」でご覧いただけます。

４　計画の位置づけと期間

計画の位置づけ

・この計画は、町田市基本構想・基本計画「（仮称）まちだ未来づくりビジョン2040」のもとに位置づく部門計画のひとつで、特に、多様性の理解や共生社会の実現に関する施策と連動しています。

・「協働による地域社会づくり」と「地域福祉」の推進を目的として2021年度に策定される「（仮称）町田市地域ホッとプラン」の下位計画の１つとして位置付け、子ども、高齢・介護、保健・医療分野の計画との有機的な関係を特に意識して策定されています。

・この計画は、障害者基本法第11条第３項に基づく「市町村障害者計画（町田市障がい者計画）」と障害者総合支援法第88条第１項に基づく「市町村障害福祉計画（町田市障がい福祉事業計画）」を一体的に策定したものであり、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する役割をもちます。

町田市障がい者計画

法的な位置づけ・障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」

計画の性格・障がいがある人の施策の基本計画策定の内容

・障がいがある人の施策の基本理念や方向性・基本的な方向性を具体化するための施策や事業（実行プラン）町田市障がい福祉事業計画

法的な位置づけ・障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」

計画の性格・障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制について定める計画（国から指針が示される）

策定の内容・障害者総合支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所など）の見込量や達成目標・基本的な方向性を具体化するための施策や事業（実行プラン）・この計画は、福祉に限らず、学び、文化芸術、スポーツなど障がいがある人のくらし全般に関わる計画であることから、全庁的な視点をもち他の部門計画との整合をはかって推進していきます。

・なお、児童福祉法第３３条の２０第１項に基づく「市町村障害児福祉計画」は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、町田市における子ども施策の基本計画である「新・町田市子どもマスタープラン」の下位に位置づけ、「町田市子ども発達支援計画」として策定されています。

計画の期間

・計画期間は2021年度から2026年度の６年間とし、2021年度から2023年度までの３年間を前期、残りの期間を後期とします。

・なお、国の動向や社会情勢が変化した場合、計画期間中であっても必要な見直しをおこないます。

５　施策の体系（とりくみの全体像）

基本理念　いのちの価値に優劣はない

基本目標１　地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

基本目標２　障がい理解を促進し、差別をなくす

施策分野１　学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

・小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催　重点施策１　Ｐ１７

・障がいがある人の学習成果を発表する場の充実　重点施策２　Ｐ１８

施策分野２　暮らすこと

・地域生活支援拠点等が有する機能の充実　重点施策３　Ｐ２４

・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携　重点施策４　Ｐ２４

・重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討　重点施策５　Ｐ２５

施策分野３　日中活動・働くこと

・既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施　重点施策６　Ｐ３２

・障がいがある人の就労に関する実態調査　重点施策７　Ｐ３３

・障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議　重点施策８　Ｐ３３

施策分野４　相談すること

・相談支援体制の強化　重点施策９　Ｐ４０

・課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援　重点施策１０　Ｐ４１

施策分野５　家庭を築くこと・家族を支えること

・短期入所事業所の基盤整備　重点施策１１　Ｐ４６

施策分野６　保健・医療のこと

・医療機関に対する障害者差別解消法の周知　重点施策１２　Ｐ４８

施策分野７　情報アクセシビリティのこと

・手話通訳の普及促進　重点施策１３　Ｐ５２

・市からの情報発信のバリアフリー化推進事業　重点施策１４　Ｐ５３

・サービス・支援機関等の情報提供事業　重点施策１５　Ｐ５３

施策分野８　生活環境と安全・安心のこと

・避難体制の充実　重点施策１６　Ｐ５８

施策分野９　差別をなくすこと・権利を守ること

・障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定　重点施策１７　Ｐ６３

施策分野１０　行政サービスのこと

・行政窓口における意思疎通の環境整備　重点施策１８　Ｐ６６

施策分野１１　理解・協働のこと

・理解促進研修・啓発事業　重点施策１９　Ｐ６９

・支援人材対策事業　重点施策２０　Ｐ６９

「SDGs」は国際社会が共通の目標としている「持続可能な開発目標」の略称です。

SDGsは、17の目標と169のターゲットからなり、さまざまな不平等や格差をなくすための目標（目標1 貧困をなくそう、目標2 飢餓をゼロに）、すべての人への健康と福祉、教育を提供するための目標（目標3 すべての人に健康と福祉を、目標4 質の高い教育をみんなになど）、暴力や虐待からあらゆる人を守るための目標（目標16 平和と公正をすべての人になど）、将来の子どもたちに豊かな自然を残すための目標（目標14 海の豊かさを守ろう、目標15 陸の豊かさも守ろうなど）など、私たちにも深く関連する目標がかかげられています。

この計画は、SDGｓの目標のうち特に、「３ すべての人に健康と福祉を」「４ 質の高い教育をみんなに」「８ 働きがいも経済成長も」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の８つのゴールとのかかわりが深く、これらの目標への貢献も意識し推進していきます。

第２章　町田市がとりくむこと

用語の説明

◆分野別の課題と施策

現状と課題

実態調査結果や前計画の振り返りなどを踏まえた分野別の現状と課題。

主なとりくみ

個別具体的な事業ではなく、「現状と課題」をふまえたとりくみの方向性を示すもの。計画期間中は記載されたとりくみの方向性に沿って具体的なとりくみを検討・実施していく。

重点施策（実行プラン）

「主なとりくみ」の中から、基本目標を達成するために重点的にとりくむべき内容として選ばれたもの。具体的な事業を設定し、目標値などを定めて年度ごとに進捗管理を行う。

この分野に関係するサービスの見込量

計画期間における障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込。

※各サービスの2020年度実績については、計画策定時点で実績が確定していないため、見込を掲載。

※サービス内容は巻末資料参照。

◆国の指針と町田市の考え方

「施設に入所されている人等の地域生活への移行」、「地域生活の継続の支援」、「就労支援」といった、障がいがある人が自立した生活をおくる上での課題に計画的に対応するために、計画策定にあたって国が示す指針の内容と、それに対する町田市の考え方。（市の考え方を示すにあたり町田市障がい福祉事業計画（第５期計画）を振り返り、現状・課題を整理した結果も併せて掲載している。）

指針で示された課題に対するとりくみがどの程度すすんだかを評価するための指標も設定。

分野別の課題と施策

１　学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

担当部署：文化振興課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課、障がい福祉課、生涯学習センター（組織順）

現状と課題

【スポーツ活動】

・市では、障がい者スポーツ大会の開催、障がい者スポーツ教室・プール教室の実施、スポーツ施設への障がい者スポーツ指導員の配置など、障がいがある人がスポーツをする機会の提供や環境整備にとりくんでいます。

・スポーツ施設に関しては、障がいがある人の利用が進んでいない状況にあります。障がいがある人のスポーツへの参加機会がひろがるよう、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるインクルーシブスポーツ※を推進し、施設の利用促進に向け障がいがある人の施設利用案内の情報発信などにとりくむ必要があります。

・また、市ではパラリンピックの開催を契機として、子どもたちを対象とした障がい者スポーツ体験教室の開催や大規模な障がい者スポーツ大会の誘致などにとりくんでいます。共生社会の実現に向け、パラリンピック終了後も障がい理解の普及啓発に向けたとりくみを継続していくことが求められています。

・実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人でスポーツ活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声があげられています。また、余暇の過ごし方として、スポーツを楽しみたいと回答した人は視覚障がいや聴覚障がい、知的障がいがある人で多く、年齢別では学齢期の人が最も多い傾向となっています。

※インクルーシブスポーツ…子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるスポーツ

【文化芸術活動】

・2018年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、障がいがある人の文化芸術活動の推進に関して、地域の特性に応じた主体的なとりくみを行うことが求められています。市では、いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化を楽しむことができるよう、文化芸術活動の推進にとりくんでいます。

・実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人で文化芸術活動を含めた余暇活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声があげられています。また、余暇の過ごし方として、芸術や音楽鑑賞を楽しみたいと回答した人は視覚障がいや重度重複障がいがある人で多く、年齢別では18歳以上の人で多い傾向がみられます。

【社会教育（生涯学習）】

・市教育委員会では、障がいがある人に対する社会教育（生涯学習）事業を推進しています。

・生涯学習センターでは、障がいがある青年・成人みずから活動内容を企画する障がい者青年学級を実施しています。青年学級の卒業生で組織した「とびたつ会」が派生するなど活動が広がっています。

・生涯学習センターでは、その他のとりくみとして、2018～2019年度には文部科学省の委託事業を活用した障がいがある人が対象の講座「うたの教室」やダンス講座を実施しました。また、大人の学び直しの場としての「まなびテラス」事業を実施しており、発達障がいや高次脳機能障がいがある人も参加しています。

・実態調査では、知的障がいや精神障がい（発達障がい含む）がある人を中心に「障がいがある人が参加できる余暇活動が少ない」といった困り事の意見が多くあげられています。

・市立図書館では、視覚障がい等のために印刷文字による読書が困難な人や肢体不自由や寝たきりで来館が困難な人のために、対面朗読、資料貸出（点字、録音、CD、DVD、一般図書等の宅配含む）をおこない、学習を支援しています。

・実態調査によると、休日などの過ごし方として読書を希望する人の割合は、視覚障がいが最も高くなっており、ニーズがうかがえます。また、2019年度には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、視覚障がいがある人等の読書環境整備の推進が求められています。

主なとりくみ

【スポーツ活動】

・引き続き、障がいがある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。

・障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。（⇒重点施策１）

【文化芸術活動】

・障がいがある人も文化芸術を楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。

【社会教育（生涯学習）】

・障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。（⇒重点施策２　P18）

重点施策（実行プラン）

重点施策１　障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。

事業名　小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催所管課　オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課事業概要　市内の小学校で、障がい者スポーツの体験教室キャラバンをおこないます。現状値　2020年度896人（パラバドミントン体験会参加予定人数）

目標値　2021年度1,000人、2022年度1,000人、2023年度1,000人重点施策２　障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。

事業名　障がいがある人の学習成果を発表する場の充実所管課　生涯学習センター事業概要　障がいがある人が、社会で生活しながら学び続けられるように、視覚や聴覚などの障がいに応じた学習プログラムを開発します。その上で、発表の場を設けることで障がいがある人の生涯学習を推進します。現状値　2020年障がいに応じた学習プログラムの開発

目標値　2021年度障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施、2022年度障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施、2023年度障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施この分野に関係するサービスの見込量

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名　スポーツ・レクリエーション教室開催等

・障がい児スポーツ教室

・障がい児者水泳教室

・障がい者スポーツ大会

実績値　2018年度3事業、2019年度3事業、2020年度（見込）0事業※1見込量　2021年度3事業、2022年度3事業、2023年度3事業※1 2020年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のためすべての事業が中止となりました。

※サービスの内容説明　P101

コラム

＜障がい者青年学級利用者の声＞

青年学級との出会いは私が20歳代の頃でした。初対面の人に対する不安がありましたが、皆さんが温かく迎えてくれたことを覚えています。回数を重ねるごとに緊張がとけていき、共に過ごす時間を楽しいと思えるようになりました。仲間の温かさに助けられ人間らしさを取り戻すことが出来ました。青年学級の活動をする中で考える力と積極性を身につけ、初めて滋賀で行われた全国ピープルファースト※大会に参加しました。

写真：障がい者青年学級の活動風景

情熱をもって当事者活動に取り組む人達に大きな衝撃と刺激を受け、帰りの新幹線の中で「町田にも本人活動の会をつくろう！」と熱く語り合いました。後日準備会を立ち上げて、翌年度にはとびたつ会を立ち上げました。とにかく取り組んでみたいことはやってみる精神で、平和や命に関する学習会を開き、学んだこと、感じた思いを歌にして他の当事者活動の団体等が行うイベントに出向いて歌をうたい、作文を読んで思いを伝えるようになりました。コロナウイルスの感染が拡大して思うように活動が出来ない今ですが、みんなで力をあわせて乗り越え、共に歩み続けたいと心から思います。

写真：とびたつ会の活動風景

※ピープルファースト…「わたしたちは、障がい者である前に、人間である」という考えを最も大切にし、困難を抱えていても地域で当たり前に暮らせる社会をつくることを目的とした知的障がいがある人の当事者運動。

２　暮らすこと

担当部署：指導監査課、障がい福祉課、保健予防課（組織順）

現状と課題

【障害福祉サービス等】

・実態調査では、障害福祉サービスの満足度は外出の支援で６割、訪問支援で７割以上、日中活動の支援で８割弱の利用者が「満足している」「どちらかというと満足している」と回答しています。一方で、不満の理由としては、時間数や人材の不足が挙げられています。

・実態調査では、障害福祉サービス未利用者のうち44.6％の方が支援が必要と感じる困り事があると答えたにもかかわらず、サービスを利用したいと答えた人はそのうちの33.8％にとどまり、49.1%の人が「障害福祉サービスのことを知らない、分からない」と答えています。必要とする人が支援を受けられるように周知していく必要があります。

【障がいがある人の地域での暮らし】

・実態調査によると、障がいがある人（サービス利用者）の81.2%が家族と暮らしています。また、自宅での支援は家族からが86.2%、訪問支援サービスが28.0％となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状がうかがえます。また、実態調査（施設入所者）では、「施設入所の理由」として「家族による介護が難しくなった」が54.1％あり、これまでの支援では、家族が介護できなくなると施設に入所せざるを得ない一面があったことが浮き彫りになっています。

・市内では、2024年には約300名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」に対応した支援が必要です。

・成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状がうかがえます。障がいがある人が地域で自立した生活を送れるよう支援する必要があります。

・前計画中に軽度の障がいがある人のグループホームが充足した一方で、重度の障がいがある人の入居できるグループホームは不足しています。重度の障がいがある人の入居できるグループホームが増えることが望まれています。

・障がいがある人の移動のための、タクシー券の支給についての要望が寄せられています。

【地域生活への移行】

・施設入所者の地域生活への移行は十分に進んでいません。

・長期入院の精神障がいがある人の地域移行をさらにすすめていくことが必要です。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

・保健・医療・福祉分野の連携に関しては、勉強会や情報共有が中心となっており、長期入院されている精神障がいがある人の地域移行等に関する協議の場の設置にはいたっていません。

・前計画期間において、精神障がいがある人を受け入れ可能なグループホームの開設が増え、長期入院の人も含め地域で安心して生活するための基盤整備が進んでいます。

・精神障がいがある人の地域での暮らしを支えるしくみ（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム）をつくることが求められています。

主なとりくみ

【障害福祉サービス等】

・障がいがある人が適切なサービスを受けながら地域で暮らせるよう、障害福祉サービス等の見込み量を設定し、サービス基盤を整備していきます。

・訪問系サービスについては、本人や家族の状況の変化に対応した適切な支給決定をおこないます。

・日常生活用具給付等事業については、引き続き、品目や基準額について適切な給付ができるようとりくみます。

・移動支援事業については、利用者のニーズを注視しながら時間数等の検証・見直しをおこない、事業を推進していきます。

・支援を必要とする人が適切なサービスの相談につながるよう、地域の障がい者支援センターの認知度を高める方策等について検討・実施します。

・障害福祉サービス等の質を向上させるために、事業所への第三者評価の受審促進や市民への周知をおこないます。また、障害福祉サービス事業所に対する利用者や家族からの苦情相談に対応し、事業所への指導・助言を継続するとともに、実地指導の結果や改善状況の活用をはかります。

・事業所の支援人材の確保のための方策を検討します。また、サービスの質の向上のための人材育成に向けたとりくみをすすめます。（⇒重点施策20　Ｐ69）

・タクシー券支給についての要望が多く寄せられていること、車いすでも利用しやすいタクシーの整備が市内で進んできていること、障がい者手帳のカード化にともなう多機能化の進展状況などもふまえ、障がいのある人の移動・アクセスを保障するためのさまざまな方策のあり方を検討します。また、合理的配慮の実現という視点から、事業者とも調整をはかっていきます。

【障がいがある人の地域での暮らし、地域生活への移行】

・地域生活につなげるため、施設入所者の区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じ、地域生活の意向の聞き取りを引き続きおこないます。

・障がいがある人が、十分な情報を受けたうえで、グループホームや一人暮らしなど、自身の希望に応じて地域での生活ができるよう支援します。

・地域生活支援拠点等※の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。（⇒重点施策３　P24）

※地域生活支援拠点等…地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの５つとしています。

・特定相談支援事業所に対し、地域移行を促進する担い手となる指定一般相談事業所を設置するよう促します。

・グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。（⇒重点施策5　P25）

・高齢化や障がいの重度化に対応する新たなグループホームの類型である日中サービス支援型グループホームの開設に向けた評価会議を開催し、利用者のニーズなど、町田市の実情に応じた事業所の整備を進めます。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

・地域で生活するために必要なサービスの周知をおこないます。（⇒重点施策15　P53）

・保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。（⇒重点施策４　P24）

重点施策（実行プラン）

重点施策３　地域生活支援拠点等の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。

事業名　地域生活支援拠点等が有する機能の充実所管課　障がい福祉課事業概要　地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。現状値　2020年度①未設置②－目標値　2021年度①地域生活支援拠点等の設置②年１回以上、2022年度①拠点機能の充実②年１回以上、2023年度①拠点機能の充実②年１回以上重点施策４　保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。

事業名　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携所管課　障がい福祉課事業概要　精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者が定期的に連携できるネットワーク会議を設置します。

会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。現状値　2020年度保健・医療・福祉関係者による協議の場の検討目標値　2021年度保健・医療・福祉関係者による会議体の設置、2022年度協議の実施年2回、2023年度協議の実施年2回重点施策５　グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。

事業名　重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討（会議の実施）所管課　障がい福祉課事業概要　重い障がいがある人の利用や高齢化を含めた多様なニーズに対応し、町田市内にグループホームを計画的に整備していくための検討をおこないます。

町田市だけでなく、市内・市外の事業者や障がい者支援センター等と連携し、当事者のニーズ把握や事例等の収集をおこないながら検討を進めます。現状値　2020年度―目標値　2021年度会議体の設置に関する検討、2022年度グループホームのあり方の検討、2023年度検討に基づいた施策の実施

コラム

日中サービス支援型グループホームについて

日中サービス支援型グループホームとは、障がいの重度化・高齢化に対応できる新たな類型のグループホームです。障がいが重度であったり、高齢などで施設への通所が困難になった人が、日中もグループホームで支援を受けることができます。

グループホームの開設にあたっては、事業者は開設する市の協議会等にはかり、また、開設後も、運営状況について協議会等で評価を受ける必要があります。

町田市では、2020年度から町田市障がい者施策推進協議会において事業者の評価会議をおこなっています。日中サービス支援型グループホームは全国で事業所数が増加していますが、介助ニーズの高い人の受け入れや日中の活動プログラムの充実など、町田市の状況にあった事業所の開設を推進していく必要があります。

町田市では、重度重複障がいがある人、医療的ケアの必要な人、介助ニーズの高い人が利用でき、日中も充実した活動が行える日中サービス支援型グループホームの開設について、引き続き事業者に求めていきます。

この分野に関係するサービスの見込量

障害福祉サービス

【訪問系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

居宅介護、利用者数、478人、493人、519人、547人、576人、607人、利用時間数、8,590時間、8,691時間、9,271時間、9,771時間、10,289時間、10,843時間

重度訪問介護、利用者数、127人、132人、136人、140人、144人、149人、利用時間数、35,104時間、35,066時間、37,057時間、38,147時間、39,237時間、40,599時間

同行援護、利用者数、123人、126人、131人、137人、143人、149人、利用時間数、3,059時間、2,961時間、3,198時間、3,344時間、3,491時間、3,637時間

行動援護、利用者数、11人、13人、16人、19人、22人、25人、利用時間数、256時間、336時間、406時間、482時間、558時間、634時間

重度障害者等包括支援、利用者数、0人、0人、0人、0人、0人、0人

※サービスの内容説明　P97

【居住系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

自立生活援助、利用者数（内精神）、0人（0人）、0人（0人）、3人（2人）、4人（2人）、5人（3人）、5人（3人）

共同生活援助、利用者数（内精神）、410人（88人）、447人（95人）、484人（102人）、521人（109人）、558人（116人）、595人（123人）

施設入所支援、利用者数、236人、235人、234人、233人、232人、231人

※サービスの内容説明　P98

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

日常生活用具給付等事業

①介護･訓練支援用具、50件、59件、60件、60件、60件、60件

②自立生活支援用具、89件、74件、100件、100件、100件、100件

③在宅療養等支援用具、60件、65件、70件、70件、70件、70件

④情報・意思疎通支援用具、163件、214件、170件、170件、170件、170件

⑤排泄管理支援用具、8,387件、8,708件、9,000件、9,000件、9,000件、9,000件

⑥住宅改修費、20件、9件、30件、30件、30件、30件

移動支援事業、629人、665人、690人、720人、750人、780人

福祉ホーム、１か所、１か所、1か所、１か所、１か所、1か所訪問入浴サービス、30人、30人、30人、30人、30人、30人※サービスの内容説明　P101

３　日中活動・働くこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、障害者優先調達推進法※に関わるすべての部署（組織順）

※障害者優先調達推進法…障がいがある人が働く障害福祉サービス事業所・企業などが供給する物品やサービスを行政機関が率先して購入・受注し、就労する障がいがある人の自立をすすめることを目的とした法律です。

現状と課題

【日中活動・就労系の障害福祉サービス※1】

・特別支援学校の卒業生など新たに活動場所を希望する人や、年を重ねるとともに働きづらくなり、他の活動場所を希望する人が増えています。町田市では重い障がいがある人が通える場が少なく、状況や希望に沿った場所に通えないことがあります。

・実態調査では、日中活動系サービスに関して事業所数の少なさや支援にあたる職員の人手不足といった不満の意見があげられています。このような状況が、サービスの利用ニーズがあっても希望どおりに利用できていない人がいる問題の背景要因となっていることがうかがえます。

・就労継続支援を利用する人が増えていますが、「工賃や給与が少ない」との不満があげられています。障がいがある人が自立して生活できるよう、工賃や給与を向上させていく必要があります。

・障がいがある人の自立生活に向け、家族から離れて過ごす体験の場として短期入所を利用する人が増えています。市内の短期入所事業所は増加していますが、十分なサービス量を確保できている状況にあるとはいえません。

【企業や公的機関などでの就労】

・前計画期間における一般就労※2への移行者数は、障害者雇用促進法の改正などもあり大きく増加しました。特に精神障がいがある人の就労が進んでいます。その一方で、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着率に課題があります。

・市役所の障がい者雇用率は、2020年度時点で2.25％と法定雇用率（2020年度2.5％、2021年度2.6％）に至っていません。引きつづき障がい者雇用の対象や人数の拡大が課題となっています。

・市役所では、庁内の郵送や事務補助等の業務で知的障がいがある人のチャレンジ雇用※3を実施しています。また、特別支援学校の職場実習生の受け入れもおこなっています。

・実態調査では、差別や偏見を受けたことがあると答えた人のうち、企業などで働く人の約半数が仕事や収入での差別をあげています。雇用する側の障がい理解を高めていくことが必要です。

※1就労系の障害福祉サービス…障害福祉サービスの一形態として就労や生産活動の機会を提供するもので、雇用契約にもとづく就労継続支援A型、雇用契約のない就労継続支援B型があります。また、一般就労に向けた訓練をおこなう就労移行支援のサービスもあります。

※2一般就労…雇用契約にもとづく、一般企業等への就労のことをいいます。

※3チャレンジ雇用…障がいがある人が一般就労へ向けた経験を積むため、国・都道府県・区市町村などの行政機関や公立学校において、期限を定めて雇用する形態です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

・実態調査では、ひとり暮らしの人のうち、約半数が平日の日中を「主に自宅で過ごしている」と回答しています（複数回答）。障害福祉サービス等を利用していない19～65歳未満の人では、自宅のみで過ごしている人が23.5％で、特に精神障がいで多くなっています。また、自宅で過ごしている人の約60％が、支援が必要な困り事を感じています。障がいがある人が支援につながらず孤立してしまう状況の解決や、障がいの特性に合った多様な活動の場が求められています。

・実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人にサービスの利用意向を聞いたところ、「利用したいと思うことがある」が20.9％、「サービスのことを知らない、わからない」が35.6％という回答結果になっています。潜在的なサービスの利用ニーズがありながらも、サービスのことを知らないために利用につながっていない人が一定数いることが考えられるため、支援機関やサービスの情報を広く周知するとりくみが必要です。

・実態調査では、サービスの中で就労に関する支援を希望する人が最も多く、精神障がいで約半数と特に多くなっています。将来望む生活についても、「働きたい」「自立したい」といった意見が多く寄せられ、就労のニーズが特に高いことがうかがえます。障がいの特性、疾病の症状などに応じた支援ニーズは多岐にわたるため、さまざまな関係機関と連携した支援をおこなう必要があります。

主なとりくみ

【日中活動・就労系の障害福祉サービス】

・市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。（⇒重点施策6　P32）

・重度重複障がいがある人や医療的ケアが必要な人など、特に重い障がいがある人を対象にした事業所では、手厚い人員配置や専門性の高い技術、特別な環境整備などの運営体制を確保・維持する必要があるため、事業所を支援していく施策のあり方を検討します。（⇒重点施策6　P32）

・日中活動を希望する、すべての障がいがある人の活動参加を保障するために、事業所の開設・事業継続のための支援にとりくみます。

・短期入所については、単独型施設の開設やグループホーム開設時の併設を促進します。（⇒重点施策11　P46）

・事業所の職員体制が充実し、高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材の確保や育成のための方策を検討します。（⇒重点施策20　P69）

・障害者優先調達推進法にもとづく物品やサービスの購入を推進し、市で定める目標額を毎年達成できるようとりくみます。また、市役所以外にも購入を広げるとりくみをおこない、障がいがある人の工賃や給与の向上につながるようつとめます。

【企業や公的機関などでの就労】

・障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。（⇒重点施策7　P33）

・2021年度から開始する「町田市職員障がい者活躍推進計画」※に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。また、知的障がいや精神障がいがある人などの雇用の拡充についても、引き続きとりくみをすすめます。

・市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するためのはたらきかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。

・市民・事業者等の障がい理解がひろがるよう、さまざまな機会や媒体を通じた普及啓発をおこなうとともに、障がい者差別に関する法律や相談窓口についても広く周知するためのとりくみをすすめます。

・障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。（⇒重点施策8　P33）

・引き続き、ハローワーク、商工会議所、企業、教育機関、障がい者就労・生活支援センター等と連携しながら、就労支援を進めていきます。

・障がい者合同就職面接会や企業向けの雇用セミナーの開催支援を推進し、企業や参加者の増加をはかります。

・地域での就労・生活の支援体制の確保及び個々の障がいに応じたきめ細やかな支援のため、引き続き複数のセンター体制で実施していきます。

・就労系の障害福祉サービス事業所を利用する人の一般就労への移行や、一般就労した人の就労定着支援の利用を促進できるよう、市から事業所にはたらきかけをおこないます。

※町田市職員障がい者活躍推進計画…町田市が事業主として、障がい者雇用の推進や、市役所で働く全ての職員が障がいの有無に関わらず、能力を発揮して活躍できる職場づくりを推進するための計画です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

・障がいがある人の日中の居場所づくりや地域活動を支える場として、地域活動支援センターまちプラ事業の検証をおこない、充実をはかります。

・日中の一時的な見守り支援や活動の場を確保する日中一時支援については、他のサービス等も含め、ニーズに応えられるよう検討していきます。

・支援を必要とする人に適切に情報提供や支援をおこなうことができるよう、体制づくりを検討します。

重点施策（実行プラン）

重点施策６　市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。

事業名　既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施所管課　障がい福祉課事業概要　既存の事業所の活用により、重い障がいがある人の日中活動の場の確保を進めていきます。具体的には、①重い障がいがある人を受け入れている日中活動系事業所の事例を収集し、好事例集としてまとめ、市内事業所への共有や新たな事業所の参入を促進するツールとしての活用をおこないます。また、②特に重い障がいがある人を対象とした事業所への支援施策のあり方を検討します。現状値　2020年度－目標値　2021年度①好事例の収集②事業所の運営課題の把握、2022年度①好事例集の活用に向けた検討②事業所の運営課題の分析、2023年度①好事例集の活用②事業所支援のあり方の検討重点施策７　障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。

事業名　障がいがある人の就労に関する実態調査所管課　障がい福祉課事業概要　実態調査では、障害福祉サービス未利用者の就労支援のニーズが高いこと、一般企業で働く障がいがある人が仕事や収入の面で差別や偏見を感じていることがわかりました。

そこで、障がいがある人と企業や公的機関に対して障がい者雇用に関する調査をおこない、一般就労と職場定着のために必要とされていることについて把握します。現状値　2020年度－目標値　2021年度調査内容検討、2022年度調査実施・分析、2023年度調査結果の活用重点施策８　障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。

事業名　障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議所管課　障がい福祉課事業概要　障がい者就労・生活支援センター等の支援機関では、地域の障がい者支援センターやハローワーク、障害福祉サービス事業所、特別支援学校など、様々な機関と連携をとりながら支援をおこなっています。各機関との連携を強化するために、会議を活用して情報共有のあり方や支援のつなぎ方のルールの検討などをおこない、支援力の向上を目指します。現状値　2020年度－目標値　2021年度会議体制の検討、2022年度会議１回、2023年度会議２回

コラム

就労の支援機関

・仕事を探す場合は、ハローワーク（公共職業安定所）で相談できます。障がい専門の窓口も設置されています。

・就職活動のアドバイスや就職後のサポートは、町田市障がい者就労・生活支援センター（りんく・Let’s（レッツ））、就労支援センターらいむなどの市内の支援機関や、市外の広域な支援機関である障害者就業・生活支援センターTALANT（タラント）を利用することができます。

・障害福祉サービスでは、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援などの事業所があり、就労に向けた訓練や生産活動、就職後のサポートをおこなっています。詳しくは地域の障がい者支援センターにお問い合わせください。

他にも、知識や能力をつけるためのさまざまな訓練機関があります。

支援機関の問合せ先

ハローワーク町田（公共職業安定所）専門援助部門

住所　町田市森野2-28-14　町田合同庁舎1階

電話　042-732-7316

FAX　042-732-8724

町田市障がい者就労・生活支援センター　りんく※主に身体・知的障がい対象

住所　町田市原町田4-24-6　せりがや会館内

電話　042-728-3161

FAX　042-728-3163

町田市障がい者就労・生活支援センター　Let’s（レッツ）※主に精神・発達・高次脳機能障がい対象

住所　町田市原町田4-24-6　せりがや会館内

電話　042-728-3162

FAX　042-709-3652

就労支援センター　らいむ

住所　町田市中町1-9-20　ハピネス中町101号

電話　042-721-2460

FAX　042-721-2460

障害者就業・生活支援センターTALANT（タラント）

住所　八王子市明神町4-5-3　橋捷ビル4階

電話　042-648-3278

FAX　042-648-3598

コラム

地域活動支援センター　まちプラ

町田市では、市内在住で継続的に精神科や心療内科に通院している方が創作的活動・生産活動・社会との交流・生活上の困り事の相談ができる場として「地域活動支援センター　まちプラ」を設置しています。

利用者からは、「社会とのつながりの場として、まちプラがもっと楽しく活気のあるものになるよう盛り上げてほしい。」という声が寄せられています。

地域活動支援センター　まちプラ

郵便　１９４－００１３

住所　町田市原町田４－２４－６　せりがや会館４階

電話　０４２－７２２－０７１３

ＦＡＸ　０４２－７０９－３６５２

開所日・開所時間

・月曜日から金曜日の午前９時から午後６時（お問合せは午前１０時から午後５時）

・日曜日、土曜日、祝日、年末年始は閉所

この分野に関係するサービスの見込量

障害福祉サービス（１か月あたり）

サービス名、項目、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

日中活動系サービス

生活介護、利用者数、1,059人、1,076人、1,114人、1,153人、1,193人、1,235人、利用日数、20,318日、20,519日、22,280日、23,060日、23,860日、24,700日

自立訓練（機能訓練）、利用者数、2人、3人、4人、6人、6人、6人、利用日数、15日、36日、64日、100日、100日、100日

自立訓練（生活訓練）、利用者数、32人、39人、39人、41人、45人、50人、利用日数、538日、633日、633日、665日、730日、812日

宿泊型自立訓練、利用者数、11人、9人、21人、21人、21人、21人、利用日数、308日、251日、618日、618日、618日、618日

就労移行支援、利用者数、126人、141人、151人、162人、174人、187人、利用日数、2,094日、2,295日、2,433日、2,579日、2,734日、2,899日

就労継続支援（Ａ型）、利用者数、118人、115人、120人、120人、120人、120人、利用日数、2,342日、2,246日、2,320日、2,320日、2,320日、2,320日

就労継続支援（Ｂ型）、利用者数、778人、806人、824人、842人、861人、880人、利用日数、12,599日、13,078日、13,353日、13,633日、13,919日、14,211日

就労定着支援、利用者数、23人、47人、62人、65人、68人、71人

療養介護、利用者数、51人、47人、52人、54人、56人、58人

短期入所（福祉型）、利用者数、171人、224人、251人、281人、314人、351人、利用日数、912日、1,110日、1,184日、1,264日、1,349日、1,439日

短期入所（医療型）、利用者数、28人、31人、31人、32人、33人、34人、利用日数、207日、216日、229日、237日、244日、252日

※サービスの内容説明　P97-98

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

地域活動支援センター機能強化事業、実施、実施、実施、実施、実施、実施

日中一時支援、未実施、未実施、未実施、検討、検討、検討

知的障害者職親委託、1人、1人、1人、1人、1人、1人

自動車運転免許取得・改造助成、15件、8件、15件、16件、16件、16件

※サービスの内容説明　P101

４　相談すること

担当部署：障がい福祉課、ひかり療育園（組織順）

現状と課題

【相談支援体制】

・市内５地域にある障がい者支援センターが、地域の相談拠点としての役割を担っています。

・実態調査では、障害福祉サービス利用者の80.7%、障害福祉サービス未利用者の41.4%が障がい者支援センターのことを「知っている」と答え、障害福祉サービス未利用者では56.3%が知らない状況にあります。

・実態調査によると、障がい者支援センターの満足度は地域によって差がみられます。

・障がい福祉課は、基幹相談支援センターとして、各障がい者支援センターの相談の推進をはかるため、窓口対応や相談についての技術的助言を行うとともに、障がい者虐待や障がい者差別、成年後見制度等の権利擁護に関する相談に対応しています。

・計画相談件数は増加していますが、他市と比較して、サービス等利用計画の作成率が低い状況にあります。また、すべてのサービス利用者の計画を作成可能な事業所数の確保には至っていません。

・実態調査によると、65歳未満の障害福祉サービス未利用者で、平日の日中を自宅のみで過ごしている障がいがある人は、就労や通学など自宅以外での過ごし方がある人と比べて、困り事を感じている割合が高くなっています。困り事を抱えながらも、相談先が分からなかったり、障害福祉サービスにつながっていない障がいがある人にどのようにアプローチしていくかが課題です。

・80代の高齢化した親が、障がいがある50代の中高年の引きこもりの子どもを支える世帯で、どこにも相談先につながらず孤立しているケースが指摘されています。80・50問題とも言われています。

主なとりくみ

【相談支援体制】

・障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。（⇒重点施策9　P40）

・障がい者支援センターの認知度を高める方策について検討します。

・計画相談を行う民間の特定相談支援事業所を増やすようつとめていきます。

・障がいがある人や家族、支援者に対して、地域での自立した生活のための計画相談が行なえるよう事業所を支援します。

・困り事があっても相談先が分からなかったり、障害福祉サービスにつながっていない人に対する情報提供について検討します。

・課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。（⇒重点施策10　P41）

・障がい福祉課は、引き続き、各障がい者支援センターへの技術的助言や関係機関との連携、障がい者虐待や障がい者差別に関する相談等、基幹相談支援センターとしての役割を担っていきます。

・障がい者支援センターは、地域支援拠点等の機能を担い、困り事をかかえる障がいがある人をきめ細かく支援していきます。

・地域のニーズ・情報を常に共有するために、相談支援部会、障がい者支援センターや計画相談支援事業所の連絡会等を定期開催します。

重点施策（実行プラン）

重点施策９　障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。

事業名　相談支援体制の強化所管課　障がい福祉課事業概要　町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化を図ります。現状値　2020年度市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催　年３回目標値　2021年度市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催　年３回、2022年度市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催　年３回、2023年度市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催　年３回重点施策１０　課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。

事業名　課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援所管課　ひかり療育園・障がい福祉課事業概要　80・50問題に象徴されるような、課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている障がいがある人・家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、その他関係機関が連携して、相談支援活動を行う事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家族が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。

事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態把握、②個別訪問を含めた相談支援活動の実施、といったとりくみについて、段階的・継続的におこなっていくこととなります。現状値　2020年度ひかり療育園訪問事業における個別ケースへの訪問支援目標値　2021年度①調査方法検討②－、2022年度①調査の実施②相談支援の実施、2023年度①調査の実施②相談支援の実施この分野に関係するサービスの見込量

障害福祉サービス（１年あたり）

サービス名、項目、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

相談支援

基本相談支援、項目なし、実施、実施、実施、実施、実施、実施

計画相談支援、利用者数、1,725人、1,959人、2,065人、2,150人、2,265人、2,325人、指定特定相談支援事業所箇所数、25箇所、26箇所、27箇所、28箇所、29箇所、30箇所

地域移行支援、利用者数(内精神)、5人（5人）、4人（4人）、4人（4人）、4人（4人）、5人（5人）、5人（5人）

地域定着支援、利用者数(内精神)、1人（1人）、2人（2人）、2人（2人）、4人（4人）、5人（5人）、5人（5人）

※サービスの内容説明　P99

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

相談支援事業

障害者相談支援事業、実施、実施、実施、実施、実施、実施

基幹相談支援センター等機能強化事業※、機能として実施※、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）、未実施、検討、実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施

※機能として実施…地域生活支援事業としての事業要件を完全に満たすものではないが、市を含めた関係機関における相談支援や障害福祉サービスの提供等の結果として当該機能を有すもの。

基幹相談支援センター等機能強化事業…町田市では基幹相談支援センター（障がい福祉課）に福祉選任職や保健師といった専門的職員を配置し総合的・専門的な相談支援や相談支援事業者等に対する指導・助言等をつうじて地域の相談支援体制の強化にとりくんでいます。

住宅入居等支援事業…地域移行支援や地域定着支援を提供する際に一般住宅への入居に必要な調整等に関する支援が行われています。

※サービスの内容説明　P100

５　家庭を築くこと・家族を支えること

担当部署：障がい福祉課、保健予防課、子ども家庭支援センター（組織順）

現状と課題

【結婚・出産・子育て】

・実態調査では結婚・出産・子育ての経験について、「結婚したことがある」が29.4%、「出産・子育てしたことがある」が20.1%でした。障がい種別ごとに見ると、「結婚したことがある」は視覚障がいと聴覚障がいで60%台、肢体・内部・音声障がいで50%台です。一方、精神障がいでは12.7%、知的障がいでは1.6%となっています。障がいに気づいた時期別にみると、「結婚したことがある」は65歳以上で80.9%、19～64歳のときで51.6%と多くなっています。

・実態調査では結婚や子育てをするにあたりどのようなことが必要か（複数回答）については、経済的な支援が最も多く、次いで障がい理解の促進、（障がいがある人）本人の就労支援、相談支援の充実が挙げられました。

【障がいがある人の家族支援】

・調査結果から、障がいがある人（サービス利用者）の81.2%が家族と暮らしており、また、自宅での支援は家族からが86.2%、訪問支援サービスが28.0％となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状があります。

・成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状があります。家族の負担を軽減するレスパイトケアや相談支援が求められています。

・障がいがある人の家族の就労や経済的なことに関する相談支援が課題です。

主なとりくみ

【結婚・出産・子育て】

・障がいがある人も、自らの意思に基づいて家庭・家族をもち、希望に応じて出産や子育てをすることができるように、サービスの利用にかかる情報提供や相談等の支援をおこなっていきます。また、当事者によるピアサポートについて先進事例を研究していきます。

・障がい理解の促進、（障がいがある人）本人の就労支援、相談支援の充実を行うことで、障がいがある人の結婚・子育てを支援していきます。

【障がいがある人の家族支援】

・障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。（⇒重点施策11　P46）

・緊急一時保護については、引き続き事業を継続していくとともに、対象や利用期間など、運用のあり方を検討していきます。

コラム

育児支援のとりくみについて

・居宅介護（家事援助）・重度訪問介護での育児支援

育児をする親に障がいがあり、十分に子どもの世話ができないような場合に、居宅介護・重度訪問介護のなかで育児支援をサービスの対象とすることができます。

お問合せ先…お住まいの地域の障がい者支援センター

・育児支援ヘルパー（産後のお母さんと赤ちゃん向け）

町田市では、育児支援ヘルパー事業によって出産後のお母さんの支援をおこなっています。詳細は、「まちだ子育てサイト」をご覧ください。

対象者…町田市に住民登録をしている保護者

派遣時間…単体児は、出産し退院した翌日から生後2か月の前日まで

※ただし、状況によって最大2歳の誕生日前日まで利用することができます。生後2か月以降の利用を希望する場合は、職員が訪問などで状況確認をおこない、利用の可否を決定します。

※双子、三つ子以上は時間数が異なります。

サービス内容

・育児に関する援助及び助言、相談

・家事に関する援助

・健診への付き添い

費用

・2時間1,640円（午後6時から午後7時は1時間1,025円、市民税・所得税が非課税の世帯、生活保護受給世帯減免有）

・交通費実費

お問合せ先…子ども家庭支援センター（電話　042-724-4419、FAX 050-3101-9631）

重点施策（実行プラン）

重点施策１１　障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。

事業名　短期入所事業所の基盤整備所管課　障がい福祉課事業概要　短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。前計画期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。自宅から短時間の移動で利用できる、身近な場所のサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。現状値　2020年度施設開設相談時における開設促進目標値　2021年度実施、2022年度実施、2023年度実施・検証この分野に関係するサービスの見込量

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

自発的活動支援事業、実施、実施、実施、実施、実施、実施

緊急一時保護（延べ日数）、237日、287日、300日、390日、390日、390日

※サービスの内容説明　P100-101

６　保健・医療のこと

担当部署：障がい福祉課、保健総務課、保健予防課（組織順）

現状と課題

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

・市では、障がいがある人がもしもの場合に適切な医療を受けられるよう、地域のかかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことをすすめてきました。

・実態調査では、全体として８割以上の人がかかりつけ医をもっていると回答している一方で、障がい種別ごとでは聴覚障がいがある人で５割程度と他の種別と比較して大きく少ないことがわかり、制度の周知等のとりくみの必要性がうかがえます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

・障がいがある人が医療機関から診療を断られてしまう問題があるため、障がいの状態に応じ、受診可能な医療機関に関する情報提供を希望する声があります。

・市内には障がいの特性に応じた専門医療機関が少なく、実態調査では、専門医療機関への通院にかかる時間が30分未満の人は21.6％、30分以上１時間未満の人は41.2％、１時間以上の人は36.2％となっています。

【医療機関の障がい理解と合理的配慮】

・実態調査では「重い障がいがあるため、普段は専門的な医療機関を受診している人が、風邪などで身近な地域の医療機関を受診しようとすると、診療を断られてしまうことがある」という意見があげられています。また、重い障がいがある人は差別や偏見等を受けた場面として医療機関を上げた人の割合が他の障がいの人に比べて高い結果がでています。

・医療機関に対し合理的配慮の提供の可能性について検討することの必要性を周知・啓発することが求められています。

・精神科と身体科の病気が合併している場合の医療機関の受け入れなど、精神科救急医療の体制には課題があります。

主なとりくみ

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

・かかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことの重要性について障がいがある人に知ってもらうためのとりくみを引き続きすすめるとともに、医療機関にも協力を求めます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

・市や関係機関が障がいがある人の支援をする際に、引き続き必要に応じて医療機関等の情報提供をおこないます。

【医療機関の障がい理解と合理的配慮】

・障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。（⇒重点施策12　P48）

重点施策（実行プラン）

重点施策１２　障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。

事業名　医療機関に対する障害者差別解消法の周知所管課　保健総務課事業概要　医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法の周知や合理的配慮への理解を求めていきます。現状値　2020年度実施目標値　2021年度実施、2022年度実施、2023年度実施

コラム

障がい者歯科診療所

町田市歯科医師会が運営する障がい者歯科診療所では、専任の障がい者治療指導医と障がい者歯科治療の研修を特別に受けた、町田市歯科医師会会員の協力歯科医師、協力歯科衛生士が、祝日を除く水・木曜日に、障がいがある人や有病高齢者など一般の歯科診療所では診療を受けにくい人に対する歯科診療を行っています。また、月に2回、摂食嚥下指導医による指導もおこなっています。

【受付】完全予約制です。事前にお電話で連絡ください。

※摂食嚥下指導の診療日は、変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【診療日】毎週水・木曜日（祝休日・年末年始を除く）

【診療時間】9：00～12：00、13：00～17：00

【予約受付時間】 9：00～12：00、13：00～16：30（土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く）

電話 042-725-2225　 FAX 042-725-2225

平日繋がらない場合は、町田市歯科医師会へ

電話 042-726-8018　 FAX 042-729-8238

【診療場所】休日応急歯科・障がい者歯科診療所（町田市健康福祉会館１階）

郵便194-0013　住所　町田市原町田5-8-21

７　情報アクセシビリティ※のこと

担当部署：広報課、福祉総務課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署（組織順）※年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、不自由なく使える　利用しやすさのことをいいます。

現状と課題

【意思疎通支援】

・市では、聴覚に障がいがある人のために手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。障がい福祉課や障がい者支援センターの窓口では手話通訳者や手話通訳のできる職員を配置し、市役所内の他の窓口への派遣もおこなっています。

・聴覚障がいがある人の中には読み書きが苦手な人がいるため、市役所以外の公的機関や医療機関、金融機関などには手話通訳者を配置するなど、情報の取得や意思の疎通をしやすくすることが望まれています。

・障害者差別解消法などが十分に認知されていないことから、事業者が合理的配慮として手話通訳者や要約筆記者を手配することが必要な場面において配慮がなされないなどの事例があります。

・実態調査では、手話通訳者、要約筆記者のさらなる技術の向上や、手話ができる人の増加を求める意見があげられています。

・実態調査では、困ることや不安に思うことについて「コミュニケーションのこと」をあげた人が多く、特に精神障がい、知的障がい、聴覚障がいで割合が高くなっています。

【情報の取得】

・市では、広報紙や選挙情報、障害福祉サービスの案内は、視覚障がいがある人に配慮した点字版や音声版、ＳＰコード版を作成しています。また、市のホームページは音声読み上げソフトに対応しています。

・市役所では、入口やエスカレーター、トイレなどに音声案内装置を設置し、視覚障がいがある人が音で情報を取得できるようにとりくんでいます。

・実態調査では、「障がいに対応した情報提供が足りない」「調べ方がわからない」との意見が多くあげられています。なかでも、視覚障がいでは「インターネットが使えない」と回答した割合が高くなっています。

・実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人の44.6％が「障がいや疾病があることで、支援が必要な困り事がある」と回答しています。「困り事がある」と回答した人のうち、サービスを使わない理由について「どのようなサービスがあるかよく知らないから」と回答した人が58.8％と高く、必要な情報にたどりつけていない可能性があります。

主なとりくみ

【意思疎通支援】

・市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。（⇒重点施策13　P52）

・離れた場所でインターネットを通じた意思疎通ができるリモートサービスやオンライン通話など、障がいがある人のために新たに開発されたサービスの情報提供につとめます。

・引き続き、関係機関の協力を得ながら意思疎通の支援人材の技術向上にとりくむとともに、登録試験の開催などを通じた人材確保にとりくみます。

・手話通訳者等派遣事業の推進のため、派遣要件の緩和を検討していきます。

【情報の取得】

・発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。（⇒重点施策14　P53）

・障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。（⇒重点施策15　P53）

重点施策（実行プラン）

市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。

事業名　手話通訳の普及促進所管課　障がい福祉課事業概要　2018年に施行された「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」により、東京都内では、事業者の合理的配慮の提供が義務化されています。

聴覚障がいがある人が手話通訳を必要とする場合には、市から各事業者に対し、手話通訳者の設置を要請しています。これまで要請の対象を警察や裁判所、学校、病院など人権や生命にかかわる機関に限定していましたが、金融機関、商業施設などにも範囲を広げ手話通訳者の設置を要請していきます。現状値　2020年度一部の機関に実施目標値　2021年度範囲を広げて実施、2022年度継続実施、2023年度継続実施

コラム

言語としての手話

手話は障害者権利条約や障害者基本法において言語として位置づけられています。

障害者基本法

第三条　第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

―中略―

三　全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

この計画ではこのような認識にたち、障がいがある人の意思疎通を促進するためのとりくみを明記しています。

重点施策１４　発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。

事業名　市からの情報発信のバリアフリー化推進事業所管課　福祉総務課事業概要　だれもが必要なときに必要な情報を得られるよう、職員向けに情報発信のルールをまとめたマニュアル「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」等を活用し、さらなる職員の意識醸成を図ります。また、本取組を通じて、市民等に「情報発信のバリアフリー化」のとりくみを広く情報提供できるよう検討をすすめます。現状値　2020年度職員への周知目標値　2021年度職員への周知を促進、2022年度職員への周知を促進・市民等への本取組の情報提供方法を検討、2023年度職員への周知を促進・市民等への本取組の情報提供を実施重点施策１５　障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。

事業名　サービス・支援機関等の情報提供事業所管課　障がい福祉課事業概要　障がい福祉課での手続きの際に、利用可能なサービスや支援機関等の案内を配布します。現状値　2020年度限定的な実施目標値　2021年度対象者拡大の検討・実施、2022年度継続実施、2023年度継続実施この分野に関係するサービスの見込量

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

意思疎通支援事業

①手話通訳者派遣事業、1,354件、1,307件、1,350件、1,350件、1,350件、1,350件

②要約筆記者派遣事業、49件、34件、30件、35件、40件、45件

③手話通訳者設置事業（手話通訳者登録者数）、週１日、週１日、週１日、週１日、週１日、週１日

手話奉仕員養成研修事業（養成講習修了者数）、14人、13人、16人、16人、16人、16人

※サービスの内容説明　P100-101

８　生活環境と安全・安心のこと

担当部署：防災課、市民生活安全課、市民協働推進課（男女平等推進センター、消費生活センター）、福祉総務課、障がい福祉課、交通事業推進課（組織順）

現状と課題

【生活環境】

・市では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例のもと、バリアフリー整備をすすめています。市施設の大規模改修などをおこなう際は、条例を遵守しバリアフリー化がおこなわれています。また、市内10地区において「バリアフリー基本構想」を策定し、地域一体でのバリアフリー化を推進しています。

・市の補助事業として、団体が運営するホームページ「町田市バリアフリーマップ」では、みんなのトイレ※が整備された施設や店舗など、市内のバリアフリー施設情報のほか、福祉輸送（介護・福祉タクシー、有償運送事業者）などの外出支援情報を知ることができます。

・点字ブロックの上に自転車が止まっていたり、車いす利用者優先の駐車スペースやエレベーターがスムーズに利用できないことがあります。

・地面の凹凸、道路・通路の幅に関する危険や、車いすでタクシーなどに乗車しにくい歩道の形態、通行人・施設利用者のマナーが守られないことによる困り事について、意見が寄せられています。

※みんなのトイレ…車いす利用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた人、オストメイト（人工肛門保有者、人工膀胱保有者）などのみんなが円滑に利用できる十分なスペースを確保したトイレをいいます。「だれでもトイレ」「多目的トイレ」「多機能トイレ」ともいわれています。

【防犯】

・危険を察知して行動したり被害を認識することが困難なことから、障がいがある人が犯罪や事故・トラブルに巻き込まれやすくなっています。また、被害にあったことを明確に伝えられず、適切な支援につながりにくい場合があります。

【防災対策】

・市では、災害時、特に避難行動に支援が必要な人のための「避難行動要支援者名簿」をつくり、民生委員・児童委員や、希望する町内会・自治会等に名簿を提供しています。また、各種ハザードマップにて、避難行動要支援者への避難時の協力を呼びかけています。

・災害時に通常の避難施設での生活が困難な人のために、市は二次避難施設（福祉避難所）として市内にある52施設と協定を結んでいます。

・市では、災害時に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンダナ」（※P71コラム参照）を配布しています。

・実態調査では、災害時に困ることについて、避難所での支援や設備、医療の不安や、「一人では避難できない」「他の人と一緒に過ごすのが難しい」といった意見が多くあげられています。また、ひとり暮らしの人では、「災害への備えをしていない」「近くに助けてくれる人がいない」「避難所の場所がわからない」「助けを求める方法がわからない」といった回答が高い割合となっています。障がいがある人や家族の不安をなくすために、避難する際の支援について、障がいや疾病の特性に応じた対応が求められています。

コラム

＜災害時の避難について＞

・町田市では、身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度、要介護度3以上のいずれかに当てはまる人を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿を地域団体などと共有することで、災害時における避難行動要支援者の避難を支援する仕組みを整備しています。

・災害がおきたときは、自宅が倒壊した場合や自宅に留まることが危険な場合、避難施設や親戚・知人宅など安全な場所への避難が必要です。（安全な場所にいる人は避難施設に避難する必要はありません）

・避難施設に避難する場合、原則、障がいがある人も避難から数日間は一般の避難施設で避難生活を送ることになります。

・災害がおきてから4日目を目途に、障がいや疾病、介護の必要性などにより一般の避難施設での生活が困難な人を受け入れるため、地域の障害福祉サービス事業所や高齢者施設が「二次避難施設（福祉避難所）」を開設します。一般の避難施設での生活が困難な人のみ、二次避難施設に移ります。

主なとりくみ

【生活環境】

・全ての人が市内の施設を利用しやすくなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備促進にとりくむとともに、分かりやすい情報提供につとめます。

・障がいがある人への手助けやマナーの向上など、広報や啓発活動を実施します。

【防犯】

・障がいがある人が犯罪や事故・トラブルにあわないための情報提供をおこないます。また、相談を受ける関係機関に対しても障がい理解の促進につとめます。

【防災対策】

・災害時や緊急時に、障がいがある人の特性に配慮した支援や情報伝達がおこなえるよう、体制をととのえます。

・障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。（⇒重点施策16　P58）

・避難行動が困難な人に対して、災害時の避難支援を円滑に実施できるよう、対策をはかります。また、障がいがある人への配慮を周知し安心して避難できるようとりくみます。

・障がいがある人や周りの人が日頃から災害にそなえた対策がとれるよう、普及啓発にとりくみます。

重点施策（実行プラン）

重点施策１６　障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。

事業名　避難体制の充実所管課　防災課事業概要　2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」は、日本各地で甚大な被害をもたらし、町田市でも3,000人を超える避難者が発生しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、避難施設における感染症対策が急務となっています。

避難施設開設数や配置を見直し、一般の避難施設における感染症対策を実施するとともに、障がいがある人の滞在スペースを確保するなど、避難体制の充実にとりくみます。現状値　2020年度避難体制充実のためのモデルマニュアル策定、周知目標値　2021年度他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正、2022年度他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正、2023年度他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正

コラム

犯罪や事故・トラブル被害の電話相談先

・事件・事故の発生時や緊急時：110番通報

・事件・事故に関する相談：警視庁町田警察署　042-722-0110　警視庁南大沢警察署　042-653-0110

・パートナーへの暴力：東京ウィメンズプラザ　03-5467-2455

・女性への暴力、その他悩み相談：町田市女性悩みごと相談（相談専用電話）042-721-4842

・性犯罪・性暴力：性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター　＃8891（全国短縮電話番号）　東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター　「性暴力救援ダイヤルNaNa」03-5607-0799

・消費生活相談：町田市消費生活センター（相談専用電話）042-722-0001

メールやFAXでのお問い合わせは、各機関のホームページ等をご確認ください。

９　差別をなくすこと・権利を守ること

担当部署：福祉総務課、障がい福祉課、選挙管理委員会事務局、市民対応のあるすべての部署（組織順）

現状と課題

【障がい者差別の解消】

・2016年の障害者差別解消法施行の後、2018年には「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、東京都内では、事業者の合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がい者差別の解消に向けた法的な整備が進められてきました。

・全ての市民を対象とした町田市市民意識調査※では日常生活における差別感を感じている人が8.2％だった一方で、実態調査（障がいがある人を対象にした調査）では、半数近い44.7％の人が差別や偏見を受けたことがあると回答していることから、市独自の条例制定など障がい者差別の解消に向けたとりくみの推進が求められています。

・法の施行後に、ユニバーサルデザインのタクシーによる車いす利用者の乗車拒否や補助犬をつれた人の入店拒否、医療機関の窓口等における筆談の拒否など障がい者差別に関する相談が市の相談窓口に寄せられています。

・実態調査では、障害者差別解消法や東京都の差別解消条例について、「法律も都条例も知らない」と回答した人が55.6％となっています。また、障がい者差別の相談窓口について、町田市が設置する窓口も東京都が設置する窓口も両方とも知らないと回答した人が、61.9％にのぼっています。このことから、法律や相談窓口を周知するとりくみが必要です。

※2018年度町田市市民意識調査報告書（2019年３月発行）

【権利を守ること】

・選挙の時に配慮が不足しているために、障がいがある人の投票を妨げてしまうことが無いよう、町田市では、公職選挙法にもとづく障がいがある人への投票の際の配慮（代理投票・郵便等による不在者投票など）について周知を行ったり、選挙従事者向けに障がいへの配慮などについて記載したマニュアルを作成し、選挙運営をおこなっています。

・障がいがある人が、福祉サービスに関する不満などを事業所等に直接伝えることに抵抗があったり、話し合いで解決できない場合の苦情相談窓口を町田市社会福祉協議会が設置しています。

・学識経験者や弁護士など第三者による客観的な知見も活かしながら、引き続き、苦情相談を通じて福祉サービスの質等のさらなる向上がはかられることが求められています。

・町田市社会福祉協議会の「福祉サポートまちだ」では、町田市から委託を受け、権利擁護支援検討委員会を設置し、成年後見制度の利用の適否についての事例検討などを通じ、権利擁護支援についての課題の検討などをおこなっています。

・市内では、2024年には約300名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。また、実態調査では、生活の困り事として、「親の高齢化など介助者に関すること」をあげる人が多く、親なき後の備えとして、成年後見制度の必要性が高まっています。

【虐待の防止】

・町田市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課）で、障がい者虐待に係る通報を受けており、年間30件前後の障がい者虐待に関わる通報があります。今後も引き続き、外部委員も含めて組織した虐待防止連絡会と連携しながら虐待防止に向けとりくむ必要があります。

コラム

障がい者差別の解消に向けたとりくみ

市は、障がい者差別の問題を多くの市民に知っていただき差別の解消につなげるためマスコットキャラクターを活用した情報発信を行っています。

主なとりくみ

【障がい者差別の解消】

・障がい者差別の問題を広く市民・事業者等に対して知らせ、障がい理解の促進をはかります。

・障がい者差別を解消するための条例を制定します。（⇒重点施策17　P63）

・障がい者差別に関する法律や相談窓口について市民・事業者等に広く周知するためのとりくみをすすめます。

【権利を守ること】

・障がいがある人が適切に選挙を通じた権利行使ができるよう、引き続き、選挙における障がいへの配慮に関する周知や選挙従事者への障がい理解の啓発などにとりくみます。

・福祉サービスを利用する障がいがある人の疑問や不満には、引き続きていねいに対応していきます。

・成年後見制度を必要としている人が制度を利用できるよう、引き続き関係機関との連携を密にして、制度の周知や適切な利用支援にとりくみます。

・法人後見及び法人後見監督の活動を安定的に実施することができるよう、組織体制の維持と適正な活動のための支援等に引き続きとりくみます。

【虐待の防止】

・市民や事業者等に対する、障がいがある人への虐待防止等に関する情報提供や理解啓発に引き続きとりくみます。

重点施策（実行プラン）

重点施策１７　障がい者差別を解消するための条例を制定します。

事業名　障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定所管課　障がい福祉課事業概要　障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を踏まえた町田市の条例を制定します。現状値　2020年度－目標値　2021年度条例制定に向けた情報収集、2022年度条例の検討体制等についての検討、2023年度条例検討・制定※2024年度施行この分野に関係するサービスの見込量

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

成年後見制度利用支援事業、23件、23件、24件、25件、26件、27件

成年後見制度法人後見支援事業、1団体、1団体、1団体、1団体、1団体、1団体

法人後見及び法人後見監督の件数、28件、25件、26件、24件、25件、26件

※サービスの内容説明　P100

コラム

障がい者差別の事例と望ましい配慮や対応・相談窓口

不当な差別的取扱い

補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）が一緒だと入店を拒否する

合理的配慮の不提供

手続きの際、筆談を頼んだが一方的に断られた

●相手が話し合いに応じてくれない

●話し合ったものの当事者間での解決が難しい

このような時はご相談ください。

相談窓口

町田市障がい福祉課

受付方法

電話　042-724-2147

FAX　050-3101-1653

WEB　町田市HPトップページ＞医療・福祉＞障がい者のための福祉＞日常生活支援＞相談＞障がい者差別に関する相談＞このページの担当課へのお問い合わせ

受付時間　平日８時３０分から１７時

相談窓口

東京都障害者権利擁護センター（広域支援相談員）

受付方法

電話　03-5320-4223

FAX　03-5388-1413

メール　syougaisyakenriyougo@section.metro.tokyo.jp

受付時間　平日９時から１７時

※職場での差別など雇用分野のご相談は、事業主が設置する相談窓口もしくは、東京労働局職業安定部職業対策課（電話：03-3512-1664）へ

１０　行政サービスのこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署（組織順)

現状と課題

【職員の合理的配慮】

・障害者差別解消法や東京都の条例において、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮をおこなうことが義務づけられています。市では、障がいがある人に対して、職員が適切に対応できるようにするため、「町田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成しています。障がい者差別の解消について市の職員の認識を高め、障がいや性別、年齢に応じた合理的配慮を実施する必要があります。

・市では、合理的配慮として手話通訳のできる職員や手話通訳者を配置したり、ＵＤトーク※や筆談による対応、音声・点字版の広報誌発行などにとりくんでいます。

・実態調査では、制度や手続きの書類の分かりづらさや、手続きの負担について多くの意見があげられています。手続き方法の多様化や、簡単に手続きができるような改善・改良が求められています。

※ＵＤトーク…コミュニケーションの「ＵＤ＝ユニバーサルデザイン」を支援するアプリケーションです。タブレット端末などで、会話の音声を文字に変換することができます。

主なとりくみ

【職員の合理的配慮】

・職員の障がい理解を深めるため、職員研修や制度の周知を充実させます。

・障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。（⇒重点施策18　P66）

重点施策（実行プラン）

重点施策１８　障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。

事業名　行政窓口における意思疎通の環境整備所管課　障がい福祉課事業概要　聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口に手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。現状値　2020年度市役所の他部署の窓口に160件手話通訳者を派遣目標値　2021年度市役所の他部署の窓口に170件手話通訳者を派遣、2022年度市役所の他部署の窓口に180件手話通訳者を派遣、2023年度市役所の他部署の窓口に190件手話通訳者を派遣１１　理解・協働※のこと

担当部署：市民協働推進課、オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課、福祉総務課、障がい福祉課、指導課、生涯学習センター、市民対応のあるすべての部署（組織順）

※協働とは、地域の多様な主体が、お互いを尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することです。

現状と課題

【障がい理解の普及啓発】

・町田市では毎年、障害者週間などの機会をとらえて、市のホームページや広報まちだ、チラシやポスターなどあらゆる媒体を通じて障がい理解啓発のための情報発信をおこなってきました。また、生涯学習センターの市民大学事業の一環として、市民の障がい理解を深めるための講座に継続的にとりくんできました。

・障害者差別解消法が施行されてからは市民・事業者を対象に法の趣旨を理解するための講演会の開催に力を入れてとりくんでいます。また、日常生活や災害時、緊急時に障がいがある人が必要な支援を周囲にお願いするための「ヘルプカード」（※P71コラム参照）や、災害時、緊急時に周囲からの支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンダナ」の配布を通じた障がい理解の普及啓発にもとりくんでいます。

・このような障がい理解の普及啓発などの「心のバリアフリー」のとりくみやユニバーサルデザインの街づくり、パラリンピックの開催を契機とする障がい者スポーツの体験イベントの開催など共生社会の実現に向けたとりくみが評価され、町田市は国から「共生社会ホストタウン」の認定を受けています。オリンピック・パラリンピックの終了後も共生社会の実現に向けたとりくみの実施が求められています。

・障がい者手帳を持たない精神障がいや発達障がい、難病など見えにくい障がいの理解がすすんでいないことや、障がい者施設の建設に際して近隣住民に反対されてしまうことなどがあるため、障がい理解の普及啓発により力を入れてとりくむ必要があります。

・実態調査では、「いろいろな人がいて当たり前」というような、多様性を受け入れ尊重する感覚が子供のうちから備わることが障がい理解をひろげる上で重要であるといった意見が寄せられており、教育の現場における取組みが求められています。

【協働による社会参加】

・聴覚障がい者団体や手話通訳者・要約筆記者は、毎年、市の防災訓練に参加し、聴覚に障がいがある人への情報伝達やコミュニケーションの必要性についてアピールしています。また、市役所並びに出先機関では市内の障害福祉サービス事業所でつくった商品などを障がいがある人自身が販売する機会を設けており、市役所では週２回だった販売を2016年度から週３回にしました。このように、市と障がい者関係団体・事業所等の間にはそれぞれの強みや役割を活かした協働関係が成り立っており、障がいがある人の社会参加や障がい理解の普及啓発にとりくんでいます。

・引き続き、障がいがある人が社会参加できるよう、あらゆる主体が協働することが求められています。

【協働による人材対策】

・町田市では、人材確保のため、社会福祉協議会や事業所等と共催で相談面接会の開催や福祉の仕事の魅力を発信する場を設けてきました。また、福祉の資格をもっている人やすぐに働きたい人と事業所をむすびつける、東京都の福祉人材情報バンクシステムの周知をおこなっています。

・福祉サービスなど制度があっても支援する人材が不足していることから、給付決定を受けた時間数のサービスが利用できない問題があります。

主なとりくみ

【障がい理解の普及啓発】

・市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。（⇒重点施策19　P69）

・学校教育や社会教育（生涯学習）の現場において障がい理解をひろげるためのとりくみをおこないます。

【協働による社会参加】

・障がいがある人が社会参加し、いろいろな人と交流する機会ができるよう、他の分野との連携の視点も持ちながら、市や障がい者団体、民間事業者等で協働のとりくみをすすめます。

【協働による人材対策】

・市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保・育成等につながるとりくみの実施に向け検討します。（⇒重点施策20）

重点施策（実行プラン）

重点施策１９　市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。

事業名　理解促進研修・啓発事業所管課　障がい福祉課事業概要　障がいがある人や障がい者差別に関する法律等の理解を促進するために、講演会や研修の開催、印刷物の作成・配布など、あらゆる機会・媒体を通じた啓発活動をおこないます。現状値　2020年度実施目標値　2021年度実施、2022年度実施、2023年度実施重点施策２０　市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保・育成等につながるとりくみの実施に向け検討します。

事業名　支援人材対策事業所管課　障がい福祉課事業概要　支援人材の確保のための方策を検討します。また質の高い支援のための人材育成につながるとりくみについて、事業所や関係機関をまじえた事業内容の検討をおこないます。現状値　2020年度―目標値　2021年度方策と事業内容の検討体制の準備、2022年度方策と事業内容の検討、2023年度方策の策定

この分野に関係するサービスの見込量

地域生活支援事業（１年あたり）

事業名　理解促進研修・啓発事業実績値　2018年度実施、2019年度実施、2020年度（見込）実施見込量　2021年度実施、2022年度実施、2023年度実施※サービスの内容説明　P100

●2020年度

・みんな笑顔の展覧会（障がいがある人の作品展示）開催

・障害者差別解消法に基づく相談窓口の案内チラシを配布

●2019年度

・災害時等障がい者支援バンダナを制作・配布（駅貼りポスター掲示、バス車内広告掲示、周知啓発用の懸垂幕を制作・掲示等）

・障害者週間の啓発用懸垂幕の制作・掲示　等

※障がい理解促進等を目的とした公演会はコロナウイルス感染症拡大のため中止

●2018年度

・障害者差別解消法普及啓発の講演会の開催

・町内会の掲示板（1,800か所）に障害者週間の啓発ポスターの掲示　等

コラム

障がい理解を広げていくとりくみとしても、位置付けてバンダナやヘルプカードの配布・周知にとりくんでいます。

災害時等障がい者支援バンダナ

・災害時に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするものです。

ヘルプカード

・障がいがある人が災害時や日常生活のなかで困った時に、まわりに自分の障がいについての理解や支援をもとめるためのもので、付属の手帳に緊急連絡先や必要な支援内容などが書けるようになっています。

配布場所　障がい福祉課・障がい者支援センター

国の指針と町田市の考え方

項目１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針（考え方）

・2019年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。

・2023年度末時点の施設入所者数を2019年度末時点の施設入所者数から 1.6％以上削減することを基本とする。

・上記の「地域移行者数」と「施設入所者の削減数」に関して第５期計画でたてた評価指標が未達成となる見込みの場合、その未達成割合を加えた数値以上の評価指標を設定すること。

第５期計画※を踏まえた現状・課題

・第５期計画における地域移行者数は、21人以上の目標に対し、2019年度末で5人、達成率は約24％となっています。

・第５期計画における施設入所者の削減数は、５人以上の目標に対し、増減を繰り返しながら2019年度末で1名増となっています。

・地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をになう市内の社会資源として、グループホーム・短期入所ともに施設数が増加しています。

・グループホームにおいては、重い障がいがある人でも希望する場所に入居できることが望まれています。また、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応が必要とされています。

・短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状です。施設数の増加に伴い、今後は家族から離れて過ごすための体験の場としての活用が広がる事が期待されますが、その期待に応えられるだけのサービス量が確保できている状況にあるとはいえません。

・地域生活への移行に向けた支援にあたっては、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じて本人の意向を尊重することが求められています。

※町田市障がい福祉事業計画（第５期計画）

町田市の考え方

○国の考えに基づき、2023年度末時点で、2019年度末の施設入所者数の6％以上を地域生活に移行すること、2023年度末の施設入所者数を2019年度末の1.6％以上削減することを基本とします。

○第５期計画の未達成割合を2023年度末の評価指標に加算することは困難であるため、第５期計画実績の水準を維持しつつ、重度の障がいがある人が入居可能なグループホームを増やすなど、地域資源の整備をすすめることで、引き続き地域生活への移行にとりくみます。

項目　地域移行者数評価指標　2019年度末時点の施設入所者数235人のうち2023年度末までに6％（14人）以上の人を地域生活に移行する項目　施設入所者数の削減

評価指標　2019年度末時点の施設入所者数235人を2023年度末までに1.6％（4人）以上減らして、231人以下にする項目２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針（考え方）

・精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする 。

・2023年度末の精神病床における１年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。

・精神病床における早期退院率に関して、入院後３ヶ月時点の退院率については 69％以上、入院後６ヶ月時点の退院率については 86％以上及び入院後１年時点の退院率については 92％以上とすることを基本とする。

第５期計画を踏まえた現状・課題

・町田市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用は少ない状況が続いていますが、精神障がいがある人を受け入れるグループホームの開設、訪問看護、精神科往診クリニック等、福祉・医療的資源は増えており、長期入院となることなく地域で生活できる基盤の拡充が図れてきています。

・また、町田市内の精神科病院と実施している「精神保健福祉推進会」においては、医療機関に入院している精神障がいがある人やスタッフ等が地域の状況を認識しやすくなるよう、精神に関わる病院・クリニック・相談機関等が載った『まちだメンタルマップ』を作成しました。

・しかしながら、措置入院、医療保護入院の件数等は横ばい状態であり、地域全体で精神障がいがある人を包括的に支えるシステムは十分とは言えない状況です。

町田市の考え方

○基本指針で国から評価指標の設定が求められている「精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」「精神病床の１年以上長期入院患者数」「早期退院率」については、東京都が評価指標の設定を行うため町田市では指標の設定をおこないません。

○精神障がいがある人が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していきます。

→項目２に関連する重点施策　重点施策４　Ｐ２４

項目３　地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針（考え方）

・地域生活支援拠点等について、2023年度末までの間、各市町村又は各圏域に１つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

第５期計画を踏まえた現状・課題

・第５期計画期間中には、地域生活支援拠点等について地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う方針をかため、拠点に求められる５つの機能のうち、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「グループホーム等の体験の機会・場」の３つの機能について、整備をおこないました。

・残る「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の機能についての整備が課題となっています。

町田市の考え方

○市内では、2024年には約300名程度の知的障がいがある人が50歳台を迎える見込みとなっており、障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見すえ、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築が必要です。このことを踏まえ、地域生活支援拠点等として求められる機能のうち、未整備の「専門性」「地域の体制づくり」について整備をすすめます。また、地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

項目　地域生活支援拠点等の設置評価指標　地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う項目　拠点機能の充実評価指標　地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討を行う→項目３に関連する重点施策　重点施策３　Ｐ２４コラム

地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化、高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの５つとしています。

項目４　福祉施設から一般就労への移行等

国の指針（考え方）

・一般就労への移行者数を2019年度の1.27倍にする。

うち　就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍、就労継続支援Ａ型を通じた移行者数：1.26倍、就労継続支援Ｂ型を通じた移行者数：1.23倍

・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、７割以上の利用

・就労定着率８割以上の就労定着支援事業所：７割以上

第５期計画を踏まえた現状・課題

・障害者雇用促進法の改正などの影響により、一般就労者数は大きく増加しました。2019年度末では、12箇所ある就労移行支援事業所の８割が就労移行率３割以上を達成しています。また、就労移行支援事業等※を通じて一般就労した人は2019年度末で115人となり、目標の78人を大きく上回っています。

・実態調査では、就労の支援を希望する人が多いことが明らかになっています。また、障がい者就労・生活支援センター等から一般就労した人は2019年度末で90人を超えており、とりくみの継続が求められています。

・2019年度末で7箇所ある就労定着支援事業所では、サービスを利用して1年間就労継続した人が約9割となっています。しかし職場の人間関係や仕事内容、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着は引き続き課題となっています。障がいがある人をとりまく様々な課題に対応するため、関係機関と連携した体制を強化していく必要があります。

※生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

町田市の考え方

○福祉施設から一般就労への移行は、就労移行支援事業の利用が実績の多くを占めています。ただし、就労継続支援事業を通じて一般就労する人もいることから、第６期計画では国の考え方にもとづき、就労系サービスごとに評価指標を設定します。

○働きつづけるための支援として、就労定着支援事業の利用や定着率の評価指標を設定し、行政と民間事業者がともにとりくみを進めていきます。

項目　一般就労への移行者数評価指標　就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者　2019年度実績111人の1.27倍以上かつ就労系サービスの指標の合計値以上（145人以上）うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者　2019年度実績96人の1.3倍以上（125人以上）うち就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労に移行する者　2019年度実績の4人の1.26倍以上（6人以上）

うち就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労に移行する者　2019年度実績11人の1.23倍以上（14人以上）

項目　就労定着支援事業利用者数

評価指標　就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者　７割以上

項目　就労定着率

評価指標　就労定着支援事業の就労定着率※　就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

※過去３年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう項目５　相談支援体制の充実・強化等

国の指針（考え方）

・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

第５期計画を踏まえた現状・課題

・2015年より市内5地域に障がい者支援センターを設置し、より身近な地域で相談支援や行政手続き等ができる体制を構築してきました。しかしながら、障がいがある人の親世代の高齢化や、障がいの重度化、障がいがある人の孤立化の問題など、相談ニーズは多様化、複雑化し、対応の困難性が高くなっています。障がいがある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、支援のさらなる充実が求められています。

町田市の考え方

○町田市の特徴である５つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核として、現状ある様々な障害福祉サービスや資源と連携して相談支援体制の充実を図ります。

項目　総合的・専門的な相談支援体制の充実評価指標　地域の相談窓口である「障がい者支援センター」において、相談を希望する障がいがある人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう相談の充実を図ります。地域のニーズ・情報を常に共有するために、支援センターと地域の事業所等との連絡会等を開催します。

→項目５に関連する重点施策　重点施策９　Ｐ４０項目６　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針（考え方）

・各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

第５期計画を踏まえた現状・課題

・障がいがある人の増加とともに、障がいの重度化や高齢化、多様化が進んでおり、サービスの利用は増えています。利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。

・障害福祉サービス事業所は、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるようつとめる必要があります。利用者の意向の把握、事業所の良い点や改善点の認識につながるほか、評価結果の公表により、利用希望者がサービスを選択する際の情報源として活用できる利点があります。全ての事業所が受審している状態ではないため、市内事業所に対し、受審に係る普及啓発をおこなう必要があります。

・東京都による指導監査のほか、町田市独自でも事業所への指導・助言をおこなっています。市内の障害福祉サービス事業所は年々増加していることから、各事業所のサービスの質の向上、運営の適正化がはかられるよう、指導監査の体制の継続が必要です。

町田市の考え方

○利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、事業所、利用者それぞれに対してはたらきかけ、サービス等の質の向上に継続的にとりくみます。

項目　第三者評価の受審に係る普及啓発　評価指標　障害福祉サービス事業所への普及啓発回数　・年１回以上項目　障害福祉サービス事業所への指導評価指標　市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する　・2023年度までに対象事業所※すべてにおける実地指導の実施

※対象事業所…社会福祉法人の障害福祉サービス事業所、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導を実施しますが、必要に応じて市が実地指導をおこなう場合もあります。

第３章　計画の実現に向けて

１　計画の推進のために

（１）わかりやすい情報提供と障がいの理解促進

ホームヘルプや相談支援をはじめとする各種サービスは、必要な人に十分に届いていてはじめて機能していると言えます。そのため、当事者とその家族はもちろんのこと、潜在的なニーズがありながら支援につながっていない人たちにも情報がいき届くよう情報提供のしかたを工夫します。

また、地域で共にくらし、活動していくためには、地域の方が障がいについて理解していることが求められます。広く市民に向け、障がい理解がすすむよう啓発にとりくむことで、こころのバリアフリーを広げます。

（２）障がいがある人やその家族のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実施・提供するために、施策の内容やサービスの提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体などへの調査や聞き取りなどを通じ、意見やニーズの把握と反映につとめます。

（３）町田市障がい者施策推進協議会との連携

障がいがある人を、それぞれのライフステージに応じてきめ細かく支援していくために、関係機関との連携をより一層強いものにします。

特に、障がい当事者を含む様々な分野の代表が集まる「町田市障がい者施策推進協議会」は、市の障がい者施策について多角的な視点からご意見をいただく場であることはもとより、関係機関の連携の場としてもとらえ、よりよい支援を検討していきます。

（４）庁内の連携と市職員の意識向上

障がい者施策は、子どもから高齢者までのすべてのライフステージにまたがるとともに、保健・医療、教育、まちづくり、文化芸術・スポーツなど分野が多岐にわたります。

計画の実行性を高め、効果的に障がい者施策を展開するために、庁内の各部署との連携をはかります。また、すべての市職員が障がいに配慮しつつ各自の職務をおこなうことができるよう、市職員の障がい理解を深め、意識向上にとりくみます。

（５）持続可能な制度の構築

サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも、必要な人が必要なサービスを安定して利用できるよう、人材や財源の確保策を含めた検討を行い、持続可能な制度の構築につとめます。

（６）感染症対策

2020年に生じた新型コロナウイルス感染症は、保健・医療にとどまらず、経済活動、学校教育、福祉サービスの提供、水害や地震の際の避難のあり方など、生活のあらゆる面に大きな影響をおよぼしています。障がいがある人は新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いとされています。このことを踏まえた上で的確な情報提供に努めるとともに、事業所の継続支援、福祉職員の安全確保、利用者の生活支援などについて、町田市障がい者施策推進協議会や関係機関の協力もえながら検討し、迅速に対応していきます。

（７）国・東京都との連携や要望

障がいがある人の地域生活を支える施策は、国や都の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や都の新しい動向を注視しつつ、連携しながら施策を推進します。また、利用者本位のより良い施策になるよう、国や都に対して必要な要望を伝えるとともに、行財政上の措置を要請していきます。

町田市障がい者施策推進協議会の活動

2010年11月、町田市は障がいがある人の施策を総合的に協議するため、市の附属機関として「町田市障がい者施策推進協議会」を設置しました。この協議会は、障がいがある人に関わる計画を検討するとともに、すすみ具合をチェックし推進していく役割をになっています。協議会には、「就労・生活支援」「相談支援」「障がい者計画」の3つの分野で専門部会が設けられ検討をおこなっています。

～わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで～

障害者権利条約のこのスローガンのもと、協議会と部会には身体・知的・精神障がいがある人や難病のある人など、障がい当事者の方にも多数参画いただいています。

協議会の体制

町田市障がい者施策推進協議会

【協議会の役割】市の障がい福祉施策を総合的に協議

【委員数】20名

障がい者計画部会　障がい者計画及び障がい福祉事業計画の検討・進捗管理（設置：2016年11月～）

就労・生活支援部会　就労支援ネットワークの構築（設置：2011年11月～）

相談支援部会　相談支援事業のネットワークづくり等を検討（設置：2012年10月～）

２　計画の点検と評価

計画策定後は重点施策の進捗状況、サービス提供の体制や実績を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「ＰＤＣＡ」のサイクルが必要です。

庁内における進捗状況の把握とともに、町田市障がい者施策推進協議会を通じて点検と評価をおこない、必要に応じ改善をはかります。

ＰＤＣＡサイクル

①市のすべての担当部署は、この計画の確実な実現に向けてそれぞれ検討をおこない、課題を明らかにし、主体的にとりくみます。

②そして毎年度、この計画のすすみ具合をまとめ、町田市障がい者施策推進協議会に報告します。

③町田市障がい者施策推進協議会は、障がいがある本人や関係者の意見をきき、必要があると認めたときには、計画の変更や事業を見直しなどの改善案を考えます。

④市は町田市障がい者施策推進協議会の検討内容を踏まえ必要に応じ計画の変更や事業の見直しにとりくみます。

巻末資料

１　障がいがある人の状況

（１）障害者手帳所持者数

市内の障害者手帳所持者数は、2019年度末現在で、身体障害者手帳が11,948人、愛の手帳が3,427人、精神障害者保健福祉手帳が4,784人となっています。

2015年度から2019年度にかけて、身体障害者手帳は約1.02倍、愛の手帳は約1.13倍、精神障害者保健福祉手帳は約1.35倍の増加となっており、全体としては約1.1倍となっています。

（２）身体障害者手帳所持者の内訳

身体障害者手帳所持者の等級別内訳は1級（重度）が最も多く、次いで４級、２級の順となっています。

障がい別内訳は、2019年度末現在で、肢体不自由が５割、次いで内部障がいが３割強となっています。

（３）愛の手帳所持者の内訳

愛の手帳所持者の等級別内訳は、４度（軽度）、２度の順で多くなっています。同じく年齢別内訳では、18歳以上が７割半ばを占めています。

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別内訳は、２級が過半数を占め、最も多くなっています。精神科通院医療にかかる自立支援医療受給者証の発行数は、引き続き増加傾向にあります。

（５）年齢別の障害者手帳所持者数

町田市内の人口は、2019年度末現在で約42万９千人、うち身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の３種類の手帳の所持者数の合計は約２万人です。年齢別の所持者数は、概ね以下の通りです。

（６）難病等

2013年４月に施行された障害者総合支援法によって、難病等が障害福祉サービス等の受給対象に加わり、障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められたサービス等の受給が可能になりました。2015年１月から対象疾病が段階的に拡大され、2019年７月からは361疾病がサービス等の対象となっています。

（７）障害支援区分別支給決定者数

町田市の障害支援区分別の支給決定者数は、区分不要が最も多く、次いで区分６（支援の必要性が最も高い）、区分３並びに区分５という順番で多くなっています。

区分ごとの支給決定者数の推移では、すべての区分で増加傾向となっており、支給決定者数は年々増加しています。

※区分不要：障害福祉サービスの中には障害支援区分を要しないサービスがあり、そのサービスのみを利用している人の人数です。（就労移行支援、就労継続支援等）

（８）特別支援学校（高等部）卒業見込数

市内在住者の特別支援学校（高等部）への進学先としては、町田市内の東京都立町田の丘学園が最も多くなっています。次に多いのは高等部単独校の東京都立南大沢学園（就業技術科）となっており、東京都立多摩桜の丘学園、東京都立八王子盲学校等への進学も見られます。

市内在住者で市内・市外を含めた特別支援学校（高等部）を卒業する生徒数は、2027年度までおおむね増加していく見込みとなっています。ピーク時の2027年度は131名、その後は2030年度まで毎年100名以上が卒業していく見込みとなっています。

２　サービス内容一覧

（１）障害福祉サービス等

★障がいがある児童も利用可能なサービス。

●標準利用期間のある（利用期間が限定されている）サービス。

訪問系サービス居宅介護(ホームヘルプ) ★ P26（内容）居宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)や家事援助等をおこなうとともに、通院の付き添いや生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。重度訪問介護 P26（内容）重い障がいがある人に対して、自宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)、家事援助、見守り等や外出時における移動支援等を総合的におこないます。同行援護 ★ P26（内容）視覚障がいにより、移動に困難を感じている障がいがある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。行動援護 ★ P26（内容）障がいがある人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護や援助をおこないます。重度障害者等包括支援 ★ P26（内容）居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。日中活動系サービス生活介護 P36（内容）常に介護を必要とする人に、日中の時間帯、入浴、排せつ、食事の介護等をおこなうとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。自立訓練(機能訓練) ● P36（内容）理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。自立訓練(生活訓練) ● P36（内容）事業所や居宅において入浴、排せつ、食事等に関する訓練及び生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。宿泊型自立訓練 ● P36（内容）居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援や相談及び助言等をおこないます。就労移行支援 ● P36（内容）一般就労を希望する人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、訓練、求職活動の支援、就職後の定着のための相談支援等をおこないます。就労継続支援A型(雇用型) P36（内容）一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。就労継続支援B型(非雇用型) P36（内容）一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。就労定着支援 ● P36（内容）一般就労へ移行した障がいがある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労継続をはかるために企業・自宅等への訪問や障がいがある人の来所による必要な連絡調整、指導・助言等をおこないます。療養介護 P36（内容）病院等に入院している人に対して、主に日中の時間帯に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援をおこないます。短期入所(ショートステイ)＜福祉型・医療型＞ ★ P36（内容）福祉型：居宅において介護する人が病気の場合や自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。

医療型：居宅において介護する人が病気の場合や自立生活に向けた体験をする場合などに、病院等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。居住系サービス共同生活援助(グループホーム) P26（内容）主に共同生活をする住居での相談や日常生活上の援助をおこないます。施設入所支援 P26（内容）施設に入所する障がいがある人に対して、主に夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活上の支援をおこないます。自立生活援助 ● P26（内容）一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応をおこないます。

相談支援基本相談支援 P42（内容）

・障がいがある人等が必要とする情報提供や助言をおこないます。

・障害福祉サービス等の利用や課題の解決に向け、障がいがある人と行政、障害福祉サービス事業者、医療機関、教育機関等との調整などをおこないます。

・行政の立場で障がいがある人の福祉全般にわたる相談をおこないます。計画相談支援 P42（内容）

・サービス等利用計画案の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）をおこないます。

・サービス事業者等との連絡・調整をおこないます。地域移行支援・地域定着支援 P42（内容）

・地域移行支援：住居の確保、地域生活の準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援をおこないます。

・地域定着支援：夜間も含む緊急時の連絡、相談等の支援をおこないます。（２）地域生活支援事業

★障がいがある児童も利用可能なサービス。

必須事業理解促進研修・啓発事業 P70（内容） 障がいがある人に対する理解を深めるための研修・啓発をおこないます。

自発的活動支援事業 P46（内容）障がいがある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような、自発的なとりくみの支援をおこないます。相談支援事業障害者相談支援事業 ★ P42（内容）福祉サービスに関する情報提供と利用援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助をおこないます。基幹相談支援センター等機能強化事業 ★ P42（内容）総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化のとりくみ、地域移行支援ならびに定着支援事業のとりくみ、権利擁護・虐待の防止の業務等をおこないます。住宅入居等支援事業(居住サポート事業) P42（内容）入居に必要な調整等に関する支援をおこないます。成年後見制度利用支援事業 P63（内容）成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助します。成年後見制度法人後見支援事業 P63（内容）法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援等をおこないます。意思疎通支援事業 ★ P54（内容）手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業等をおこないます。手話奉仕員養成研修事業 P54（内容）日常会話程度の手話表現を習得した手話ボランティアを養成するための研修、手話通訳者としての研修をおこないます。日常生活用具給付等事業 ★ P27（内容）日常生活上の便宜をはかるための、告示の要件を満たす６種の用具の給付をおこないます。移動支援事業 ★ P27（内容）社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための、外出の際の移動の支援をおこないます。地域活動支援センター機能強化事業 P37（内容）地域生活支援の促進をはかるための社会との交流促進、機能訓練、相談等をおこないます。任意事業福祉ホーム P27（内容）低額な料金での居室その他の設備の提供、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、関係機関との連絡、調整をおこないます。訪問入浴サービス ★ P27（内容）訪問により居宅において入浴サービスを提供します。日中一時支援 ★ P37（内容）日中における活動の場を確保し日常的な訓練や支援をおこないます。緊急一時保護 ★ P46（内容）介護者の病気や急な冠婚葬祭等により、一時的に障がいがある人や児童を介護できなくなったときの宿泊場所の提供をおこないます。スポーツ・レクリエーション教室開催等 ★ P18（内容）障がいがある人や児童が、スポーツに触れる機会等を提供します。自動車運転免許取得・改造助成 P37（内容）自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。知的障害者職親委託 P37（内容）一定期間、職親に預けて生活指導及び技能習得訓練等をおこないます。３　障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧

※第２章の「この分野に関係するサービスの見込量」を一覧にしたものです。

（１）障害福祉サービス

【訪問系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

居宅介護、利用者数、478人、493人、519人、547人、576人、607人、利用時間数、8,590時間、8,691時間、9,271時間、9,771時間、10,289時間、10,843時間重度訪問介護、利用者数、127人、132人、136人、140人、144人、149人、利用時間数、35,104時間、35,066時間、37,057時間、38,147時間、39,237時間、40,599時間同行援護、利用者数、123人、126人、131人、137人、143人、149人、利用時間数、3,059時間、2,961時間、3,198時間、3,344時間、3,491時間、3,637時間行動援護、利用者数、11人、13人、16人、19人、22人、25人、利用時間数、256時間、336時間、406時間、482時間、558時間、634時間重度障害者等包括支援、利用者数、0人、0人、0人、0人、0人、0人【日中活動系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

生活介護、利用者数、1,059人、1,076人、1,114人、1,153人、1,193人、1,235人、利用日数、20,318日、20,519日、22,280日、23,060日、23,860日、24,700日自立訓練（機能訓練）、利用者数、2人、3人、4人、6人、6人、6人、利用日数、15日、36日、64日、100日、100日、100日自立訓練（生活訓練）、利用者数、32人、39人、39人、41人、45人、50人、利用日数、538日、633日、633日、665日、730日、812日宿泊型自立訓練、利用者数、11人、9人、21人、21人、21人、21人、利用日数、308日、251日、618日、618日、618日、618日就労移行支援、利用者数、126人、141人、151人、162人、174人、187人、利用日数、2,094日、2,295日、2,433日、2,579日、2,734日、2,899日就労継続支援（Ａ型）、利用者数、118人、115人、120人、120人、120人、120人、利用日数、2,342日、2,246日、2,320日、2,320日、2,320日、2,320日就労継続支援（Ｂ型）、利用者数、778人、806人、824人、842人、861人、880人、利用日数、12,599日、13,078日、13,353日、13,633日、13,919日、14,211日就労定着支援、利用者数、23人、47人、62人、65人、68人、71人療養介護、利用者数、51人、47人、52人、54人、56人、58人短期入所（福祉型）、利用者数、171人、224人、251人、281人、314人、351人、利用日数、912日、1,110日、1,184日、1,264日、1,349日、1,439日短期入所（医療型）、利用者数、28人、31人、31人、32人、33人、34人、利用日数、207日、216日、229日、237日、244日、252日【居住系サービス】（１か月あたり）

サービス名、項目、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

共同生活援助、利用者数（内精神）、410人（88人）、447人（95人）、484人（102人）、521人（109人）、558人（116人）、595人（123人）施設入所支援、利用者数、236人、235人、234人、233人、232人、231人自立生活援助、利用者数（内精神）、0人（0人）、0人（0人）、3人（2人）、4人（2人）、5人（3人）、5人（3人）【相談支援】（１年あたり）

サービス名、項目、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

基本相談支援、項目なし、実施、実施、実施、実施、実施、実施計画相談支援、利用者数、1,725人、1,959人、2,065人、2,150人、2,265人、2,325人、指定特定相談支援事業所箇所数、25箇所、26箇所、27箇所、28箇所、29箇所、30箇所地域移行支援、利用者数(内精神)、5人（5人）、4人（4人）、4人（4人）、4人（4人）、5人（5人）、5人（5人）地域定着支援、利用者数(内精神)、1人（1人）、2人（2人）、2人（2人）、4人（4人）、5人（5人）、5人（5人）（２）障害児通所支援（１か月あたり）

サービス名、項目、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

児童発達支援、利用者数、229人、233人、240人、240人、259人、259人、利用日数、2,362日、2,351日、2,380日、2,400日、2,592日、2,592日医療型児童発達支援、利用者数、1人、1人、1人、1人、1人、1人、利用日数、13日、12日、12日、12日、12日、12日居宅訪問型児童発達支援、利用者数、0人、2人、2人、2人、2人、2人、利用日数、0日、6日、6日、6日、6日、6日放課後等デイサービス、利用者数、684人、739人、712人、733人、755人、778人、利用日数、8,455日、8,630日、8,580日、8,837日、9,103日、9,376日保育所等訪問支援、利用者数、9人、27人、30人、35人、40人、45人、利用日数、10日、46日、50日、60日、70日、80日障害児相談支援、利用者数、280人、357人、400人、420人、440人、470人※町田市子ども発達支援計画行動計画（第二期障害児福祉計画）から引用

（３）地域生活支援事業

【必須事業】（１年あたり）

事業名、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

理解促進研修・啓発事業、実施、実施、実施、実施、実施、実施自発的活動支援事業、実施、実施、実施、実施、実施、実施相談支援事業①障害者相談支援事業、実施、実施、実施、実施、実施、実施②基幹相談支援センター等機能強化事業、機能として実施※、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）、未実施、検討、実施、機能として実施、機能として実施、機能として実施成年後見制度利用支援事業、23件、23件、24件、25件、26件、27件成年後見制度法人後見支援事業、1団体、1団体、1団体、1団体、1団体、1団体法人後見及び法人後見監督の件数、28件、25件、26件、24件、25件、26件意思疎通支援事業①手話通訳者派遣事業、1,354件、1,307件、1,350件、1,350件、1,350件、1,350件②要約筆記者派遣事業、49件、34件、30件、35件、40件、45件③手話通訳者設置事業（手話通訳者登録者数）、週１日、週１日、週１日、週１日、週１日、週１日手話奉仕員養成研修事業（養成講習修了者数）、14人、13人、16人、16人、16人、16人日常生活用具給付等事業①介護･訓練支援用具、50件、59件、60件、60件、60件、60件②自立生活支援用具、89件、74件、100件、100件、100件、100件③在宅療養等支援用具、60件、65件、70件、70件、70件、70件④情報・意思疎通支援用具、163件、214件、170件、170件、170件、170件⑤排泄管理支援用具、8,387件、8,708件、9,000件、9,000件、9,000件、9,000件⑥住宅改修費、20件、9件、30件、30件、30件、30件移動支援事業、629人、665人、690人、720人、750人、780人地域活動支援センター機能強化事業、実施、実施、実施、実施、実施、実施※機能として実施…地域生活支援事業としての事業要件を完全に満たすものではないが、市を含めた関係機関における相談支援や障害福祉サービスの提供等の結果として当該機能を有すもの。

【任意事業】（１年あたり）

事業名、2018年度、2019年度、2020年度（見込）の実績値、2021年度、2022年度、2023年度の見込量の順に記載しています。

福祉ホーム、１か所、１か所、1か所、１か所、１か所、1か所訪問入浴サービス、30人、30人、30人、30人、30人、30人日中一時支援、未実施、未実施、未実施、検討、検討、検討緊急一時保護（延べ日数）、237日、287日、300日、390日、390日、390日スポーツ・レクリエーション教室開催等※1、3事業、3事業、0事業、3事業、3事業、3事業自動車運転免許取得・改造助成、15件、8件、15件、16件、16件、16件知的障害者職親委託、1人、1人、1人、1人、1人、1人※1「障がい者スポーツ教室」「障がい者水泳教室」「障がい者スポーツ大会」。2020年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のためすべての事業が中止となりました。

４　区市町村別サービスの提供状況

（１）障害福祉サービス（訪問系）の区市町村別サービス量及び利用者数（令和2年3月サービス提供分・速報値）の表があります。

（２）障害福祉サービス（日中活動系・相談支援）の区市町村別基盤整備状況（令和元年度末・速報値）の表があります。

（３）地域生活支援事業の区市町村別実施状況（令和元年度）の表があります。

５　計画策定の背景の図があります。

６　計画の検討経過

2019年度第４回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2020年１月21日（火）

議題　計画策定に関わる諮問2020年度第１回　障がい者計画部会（書面会議）

開催日　2020年４月10日（金）

議題　計画の構成、基本理念、基本目標等の検討

※５月11日（月）に代表者会議を開催し書面会議結果を総括第１回　町田市障がい者施策推進協議会（書面会議）

開催日　2020年４月24日（金）

議題　計画の構成、基本理念、基本目標等の検討

※５月21日（木）に代表者会議を開催し書面会議結果を総括第２回　障がい者計画部会（書面会議）

開催日　2020年５月21日（木）

議題　分野別の課題と施策等の検討

※６月２日（火）に代表者会議を開催し書面会議結果を総括第１回　障がい者計画部会　作業部会

開催日　2020年６月５日（金）

議題　サービス提供実績の振り返り、国の基本指針の確認第２回　障がい者計画部会　作業部会

開催日　2020年７月７日（火）

議題　国の指針と町田市の考え方の整理、サービス見込量の検討第３回　障がい者計画部会

開催日　2020年７月16日（木）

議題　基本理念、基本目標、分野別の課題と施策の検討第２回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2020年７月27日（月）

議題　分野別の課題と施策の検討第３回　障がい者計画部会　作業部会

開催日　2020年８月４日（火）

議題　国の指針と町田市の考え方、サービス見込量の検討第４回　障がい者計画部会

開催日　2020年８月19日（水）

議題　分野別の課題と施策の検討第３回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2020年８月20日（木）

議題　分野別の課題と施策、国の指針と町田市の考え方、サービス見込量の検討第５回　障がい者計画部会

開催日　2020年９月23日（水）

議題　分野別の課題と施策、パブリックコメント用素案の検討第４回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2020年10月23日（金）

議題　パブリックコメント用素案の検討パブリックコメント実施

募集期間　2020年11月10日（火）～12月９日（水）

募集方法　郵送、メール、ＦＡＸ、持参

資料の閲覧・配布場所

障がい福祉課、市政情報課、広聴課、男女平等推進センター（市民フォーラム3階）、生涯学習センター、各市民センター、木曽山崎連絡所、玉川学園駅前連絡所、町田駅前連絡所、鶴川駅前連絡所、南町田駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、町田市子ども発達センター、ひかり療育園、各障がい者支援センター

※町田市ＨＰにも資料を掲載第６回　障がい者計画部会

開催日　2021年１月13日（水）

議題　答申原案の検討第５回　町田市障がい者施策推進協議会

開催日　2021年１月28日（木）

議題　答申原案の検討・承認市長答申

開催日　2021年２月18日（木）７　計画の検討体制

（１）町田市障がい者施策推進協議会　委員名簿（敬称略）

会長　岩崎晋也　法政大学職務代理　井上光晴　元名社会福祉士事務所委員　佐藤繭美　法政大学委員　谷内孝行　桜美林大学委員　中川種栄　町田市医師会委員　長﨑敏宏※1　町田市歯科医師会委員　松﨑重憲　町田市歯科医師会委員　小野浩　まちされん委員　森公男　町田市社会福祉法人施設等連絡会委員　馬場昭乃　社会福祉法人町田市社会福祉協議会委員　藤谷修平　南地域障がい者支援センター委員　青山信幸　町田市障がい者就労・生活支援センター Let's委員　堤愛子　特定非営利活動法人町田ヒューマンネットワークまちだ在宅障がい者 チェーンの会委員　風間博明　町田市身体障害者福祉協会委員　浅野直樹　町田市聴覚障害者協会委員　赤松正美　町田市障がい児・者「親の会」連絡会委員　坂本宣宏　特定非営利活動法人町田市精神障害者さるびあ会委員　町野眞里子　町田市民生委員児童委員協議会委員　鈴木悟　町田商工会議所委員　森山知也　東京都立町田の丘学園委員　戸塚岳※2　町田公共職業安定所委員　降幡勇一　町田公共職業安定所※１：2021年7月8日まで

※２：2021年4月24日まで

（２）町田市障がい者施策推進協議会　障がい者計画部会　委員名簿（敬称略）

部会長※　小野浩　町田市障がい者施策推進協議会（まちされん）職務代理※　森山知也　町田市障がい者施策推進協議会（東京都立町田の丘学園）委員※　李幸宏　まちだ在宅障がい者「チェーンの会」委員※　市村善明　特定非営利活動法人インクルネット町田委員※　風間博明　町田市障がい者施策推進協議会（町田市身体障害者福祉協会）委員※　後藤美紀子　知的・発達障がい児・者とともに育つ会ひこうせん委員※　永田隆　社会福祉法人町田市社会福祉協議会委員※　玉木浩人　町田市聴覚障害者協会委員　稲村宏美　とびたつ会委員※　清水謙一　町田市社会福祉法人施設等連絡会委員※　宮島美彩　宮島法律事務所委員　三輪洋一　社会福祉法人コメット　原町田スクエア※：作業部会員を兼務

裏表紙の絵：市内にあるクラフト工房LaManoに通う卓遼太郎さんが描いた作品です。卓さんは第33回東京都障害者総合美術展佳作等を受賞するなど、活躍されています。

町田市障がい者プラン２１-２６

第６次町田市障がい者計画

町田市障がい福祉事業計画（第６期計画）

発行年月　2021年３月

刊行物番号　20-74ｓ

発行　町田市地域福祉部障がい福祉課　町田市森野２丁目２番22号

ＴＥＬ　042-724-2147

ＦＡＸ　050-3101-1653

印刷　(株)サーベイリサーチセンター